

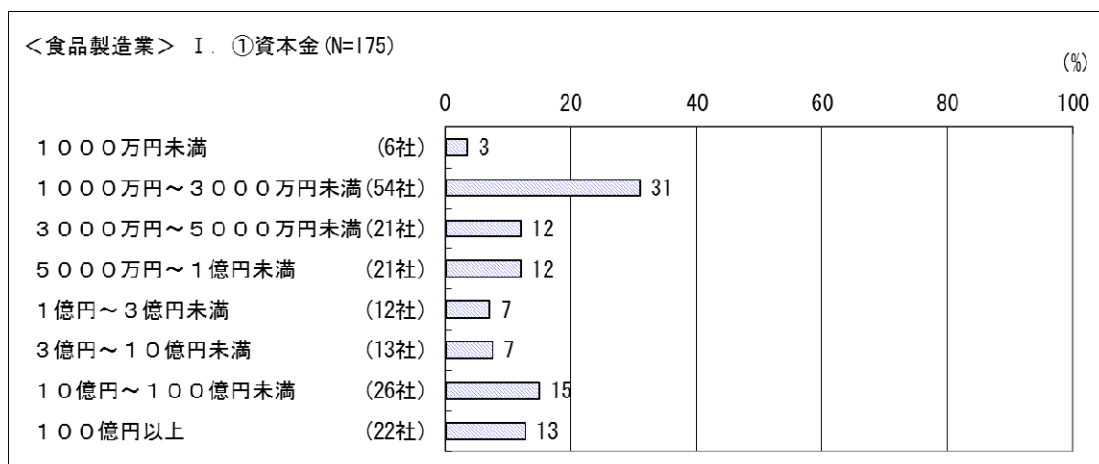
第 1 章 食品製造業

1. 調査期間と回収状況

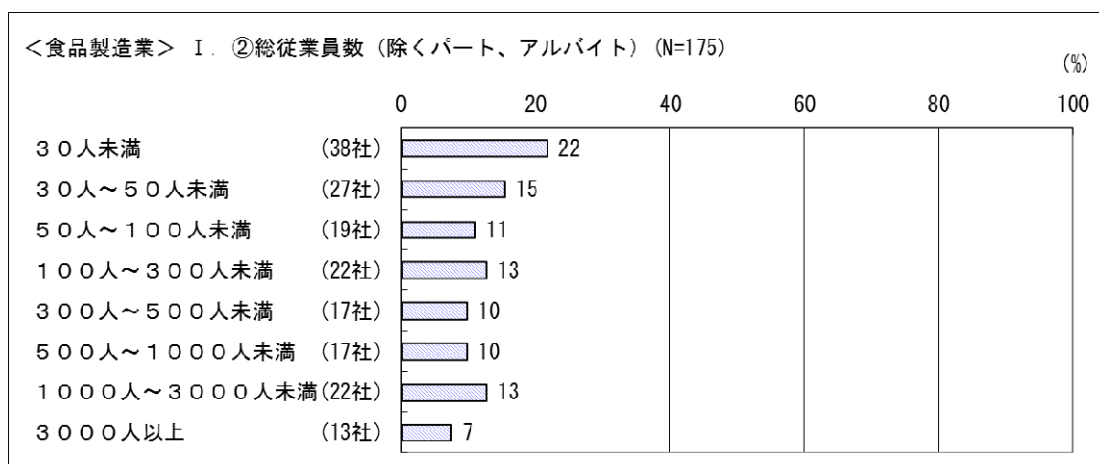
- (1) 調査期間：2010 年 11 月～12 月
- (2) 調査方法：郵送によるアンケート票記入
- (3) 対象企業：食品関連企業名鑑より無作為抽出した食品製造業および弊センター会員の食品製造業（計 430 社）
- (4) 回収率：有効回答企業 175 社（有効回収率 41%）

2. 回答企業の属性

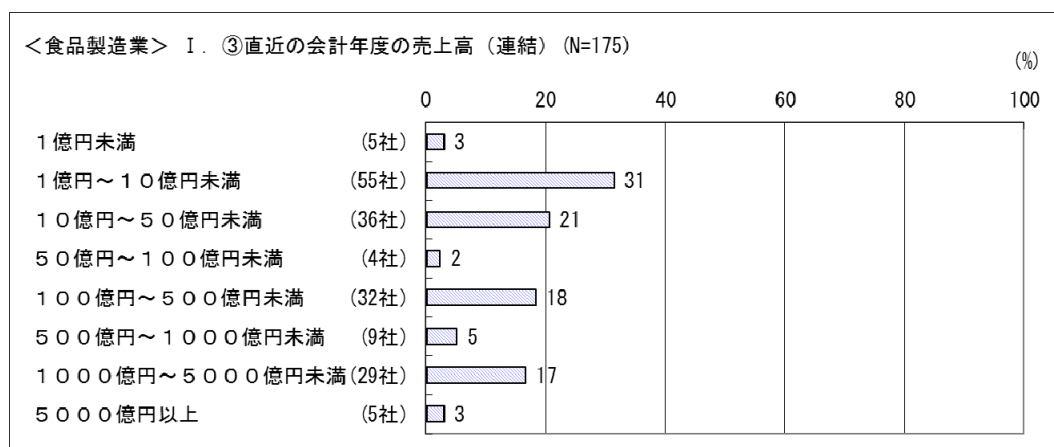
① 資本金規模別構成比



② 従業員規模別構成比



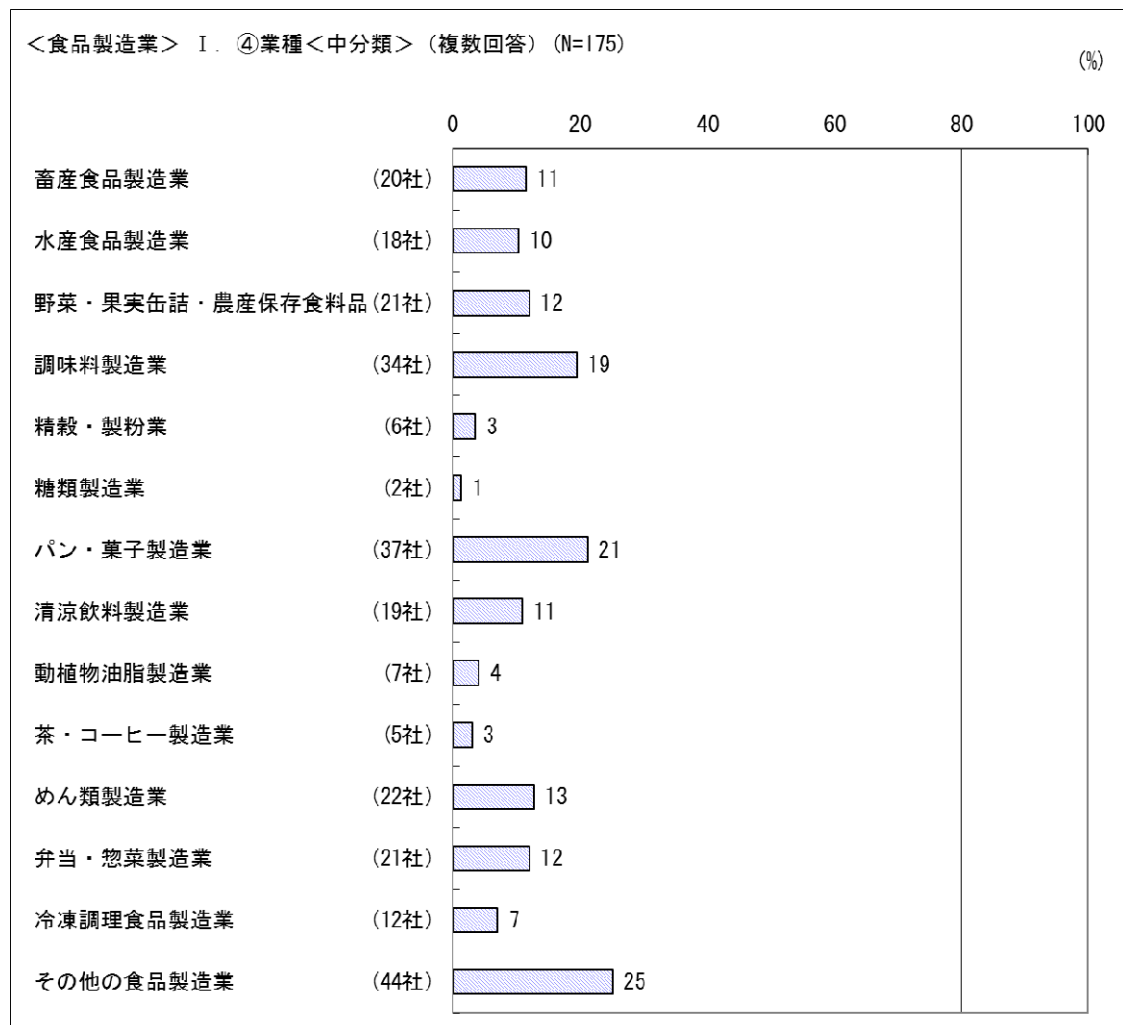
③ 売上規模別構成比



以下、大手企業および中小企業に分けて解析（定義は下記）

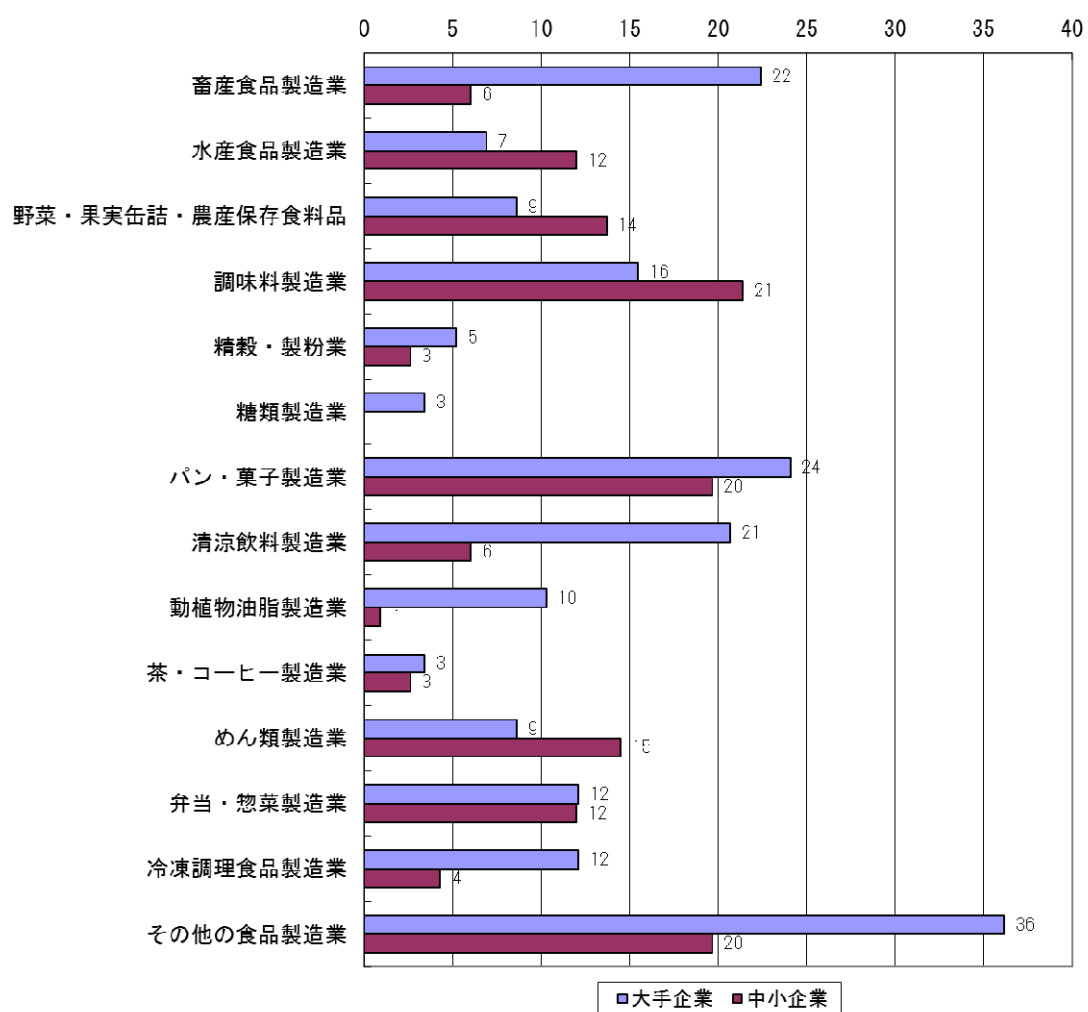
- ・ 中小企業（N=117）：資本金 3 億円未満あるいは従業員数 300 人未満
- ・ 大手企業（N=58）：中小企業以外

④ 業種別構成比（売上の大きいもの、複数回答可）

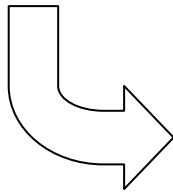
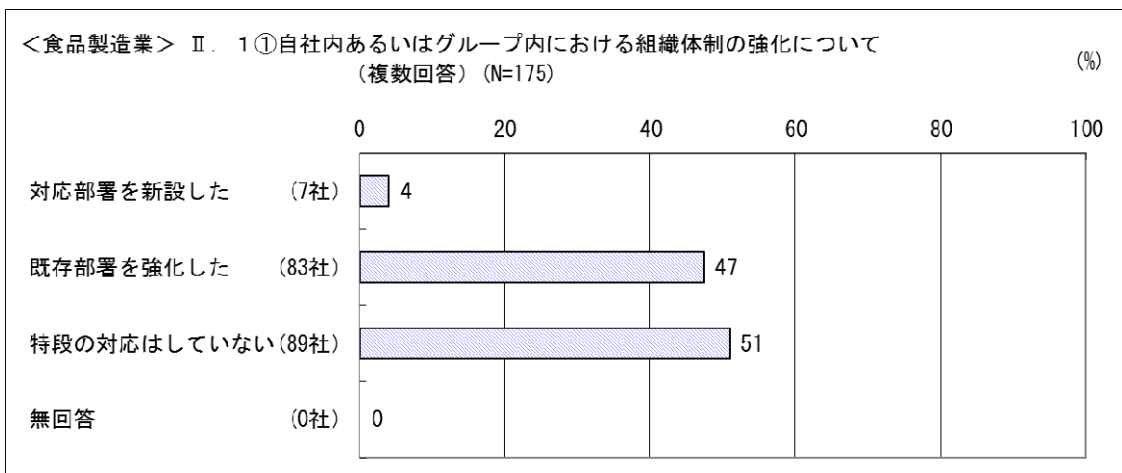


その他食品製造業：豆腐、缶詰、レトルト、など

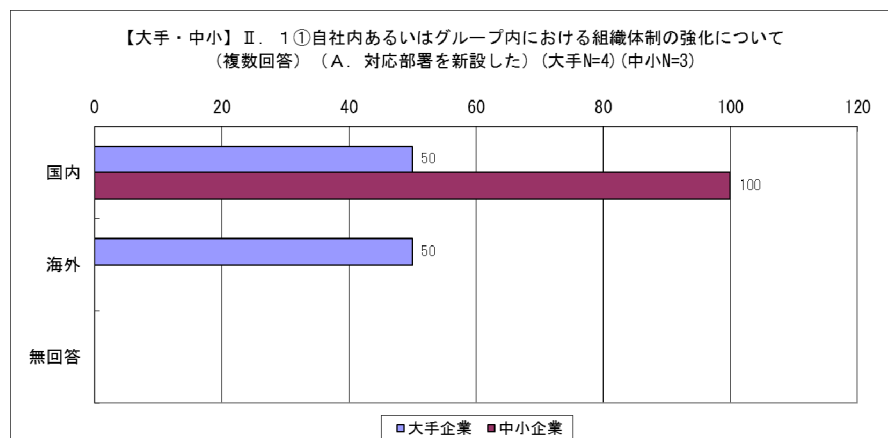
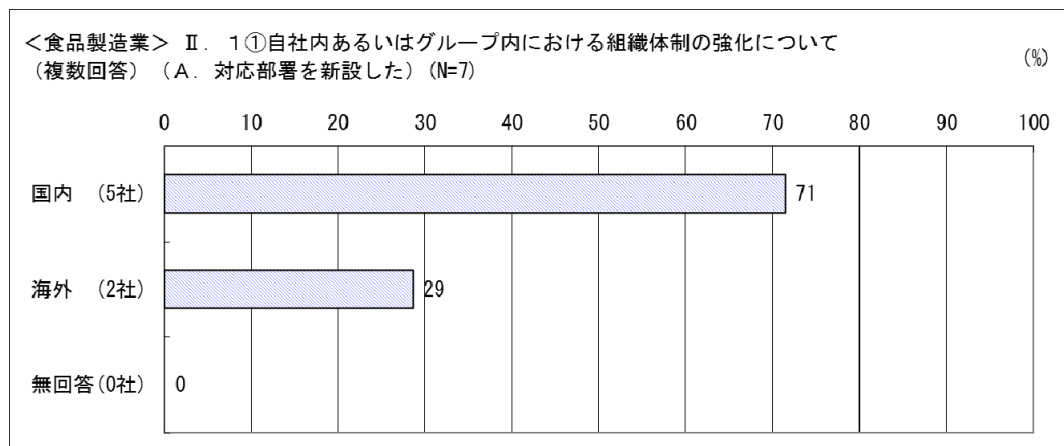
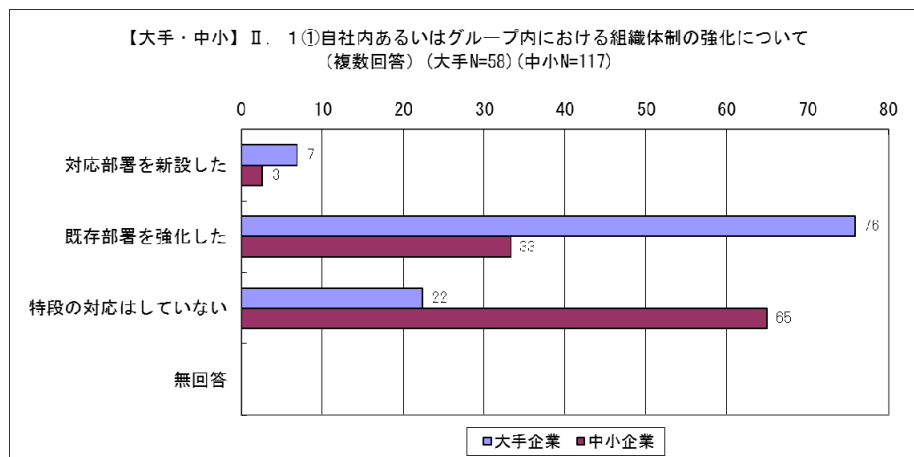
【大手・中小】Ⅰ. ④業種＜中分類＞（複数回答）（大手N=58）（中小N=117）

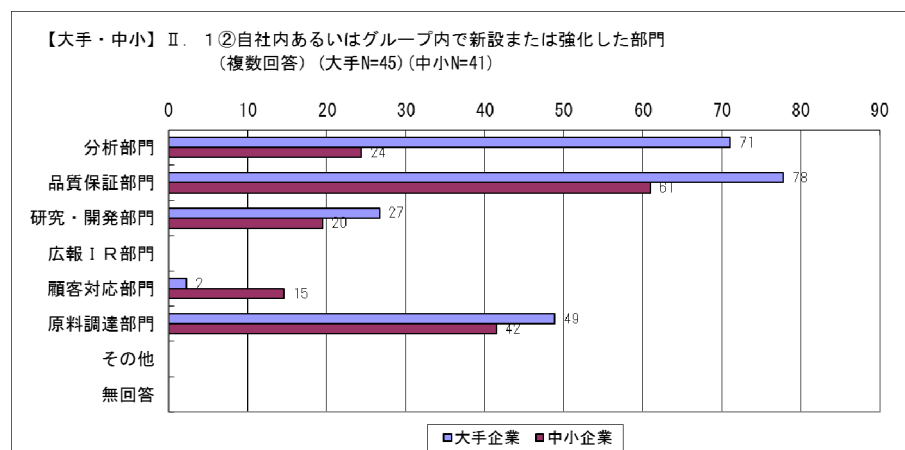
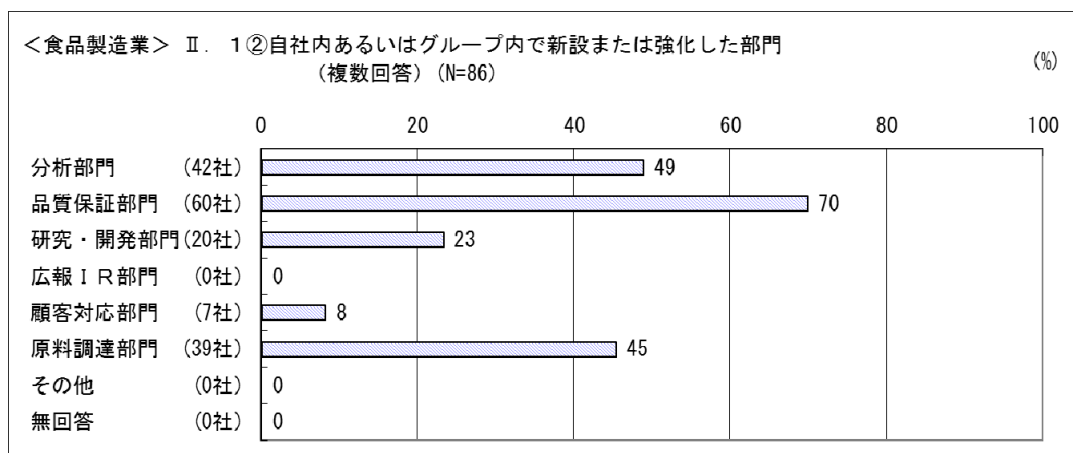
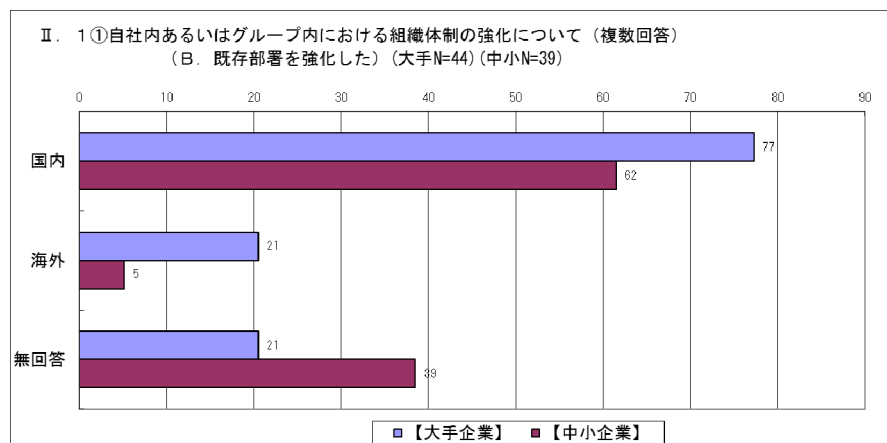
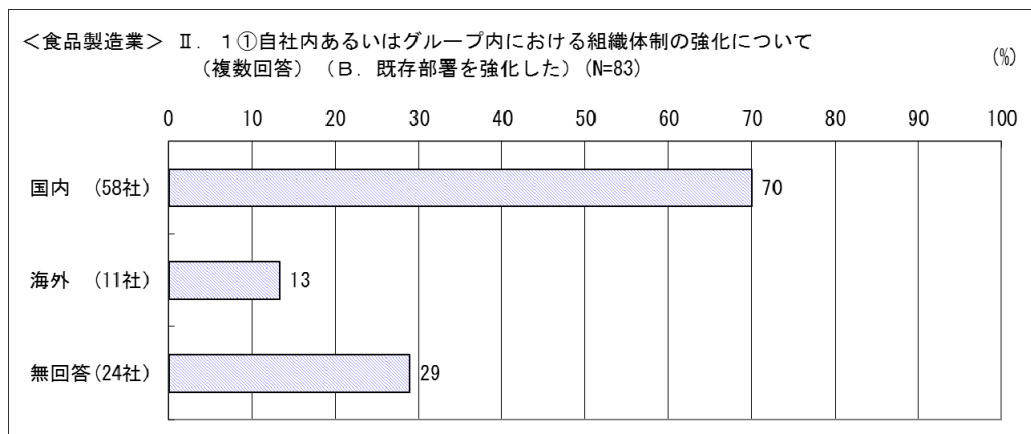


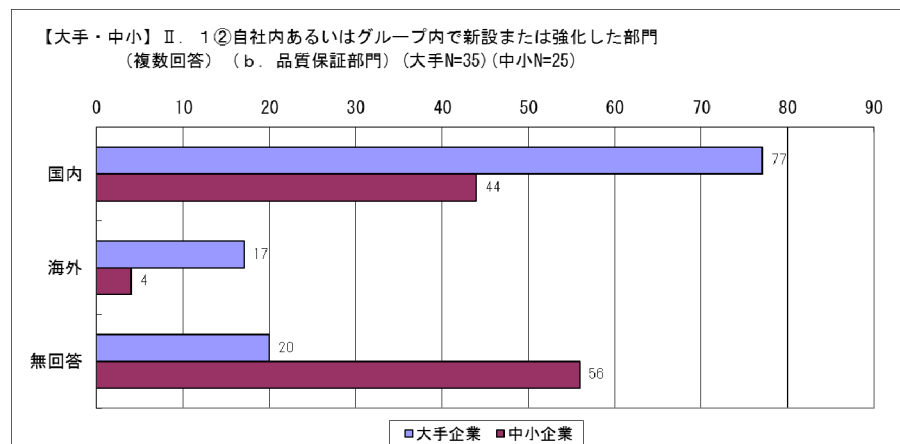
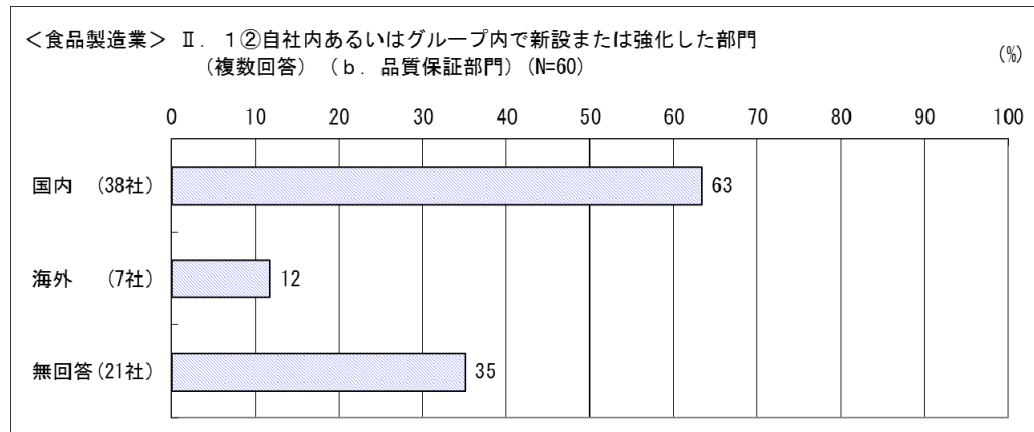
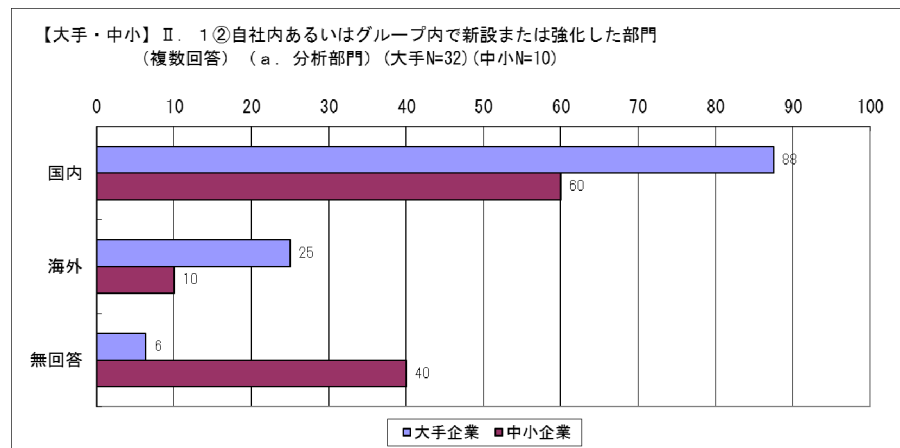
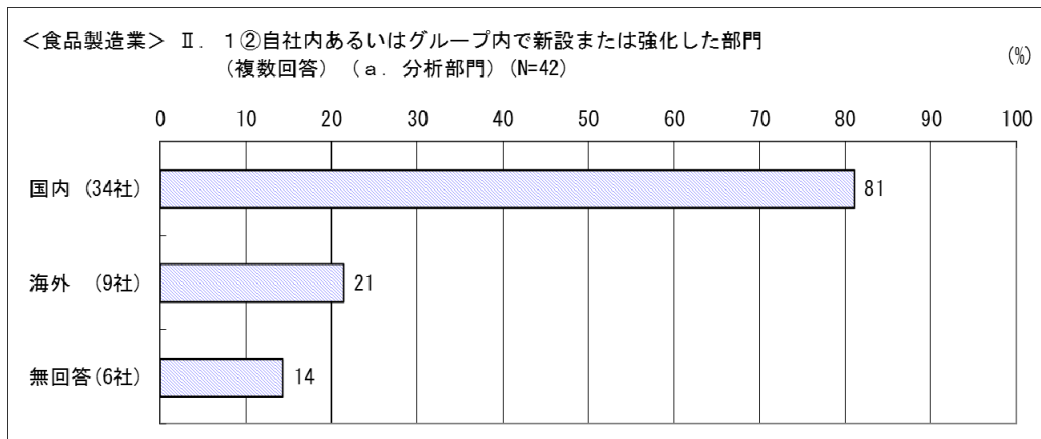
（大手、中小それぞれの中での回答比率として表示）

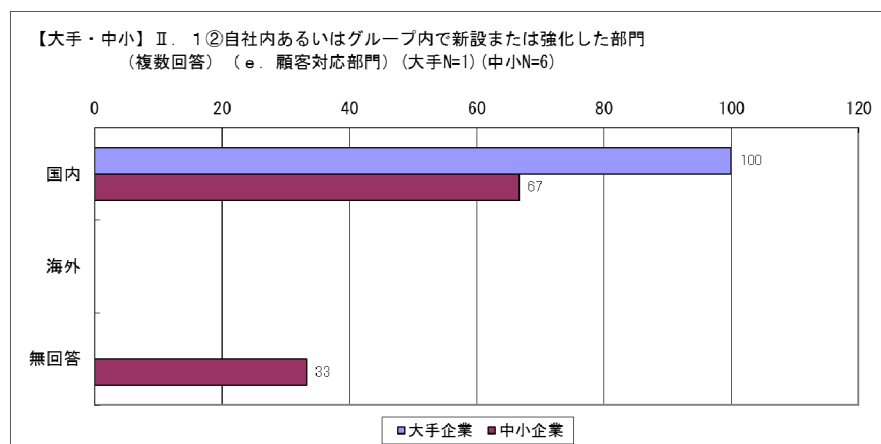
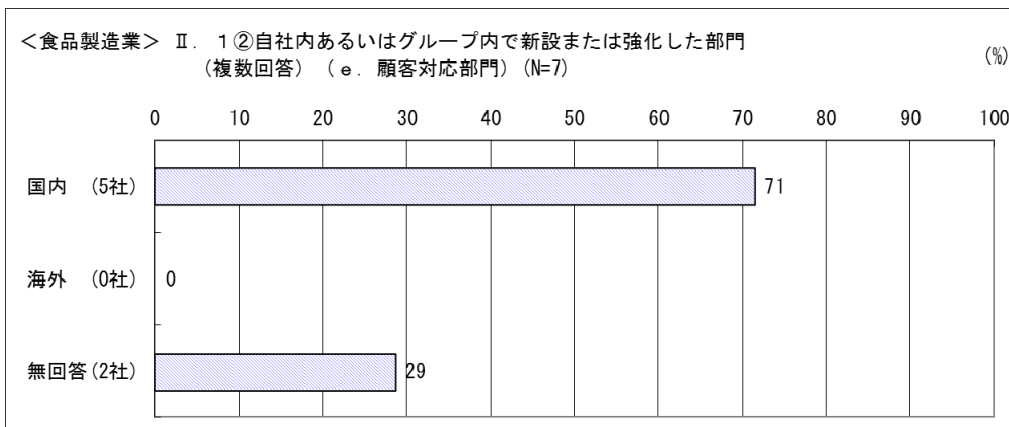
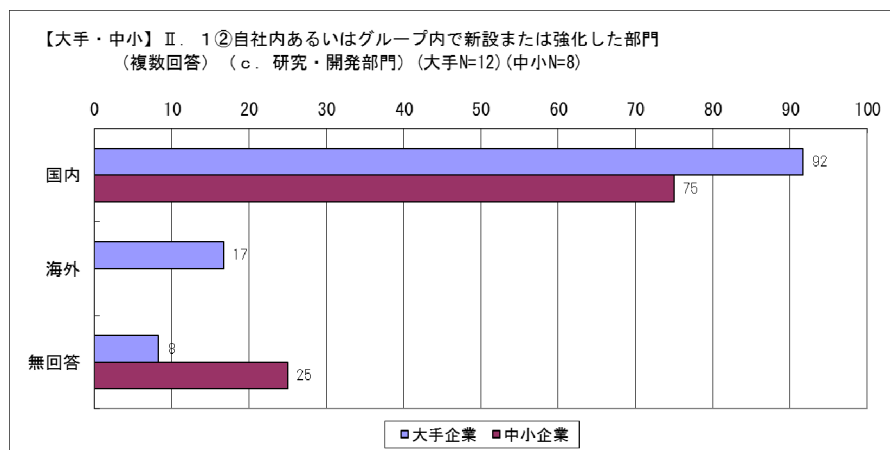
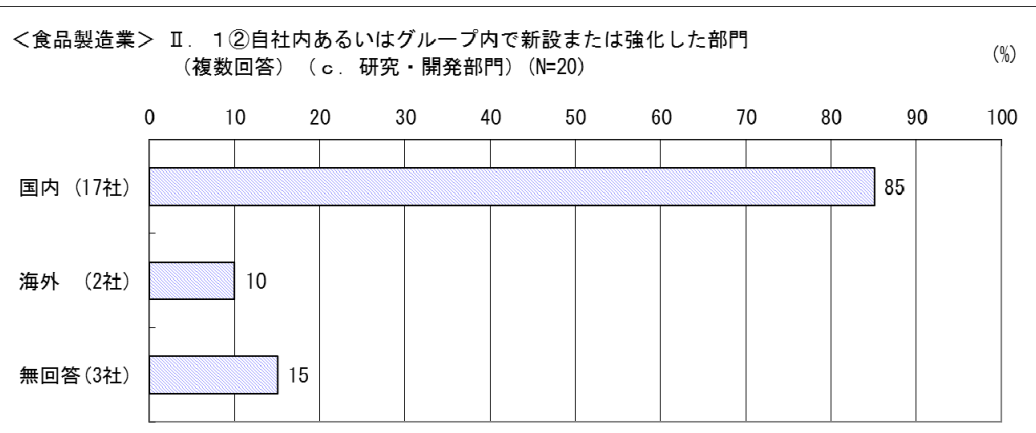


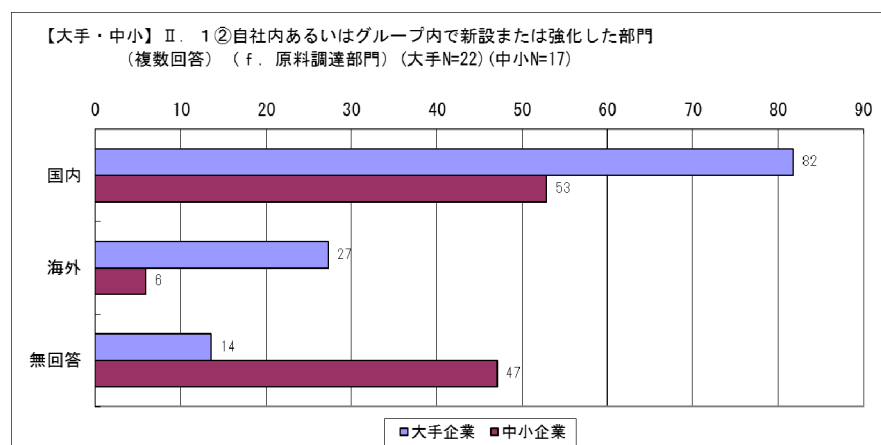
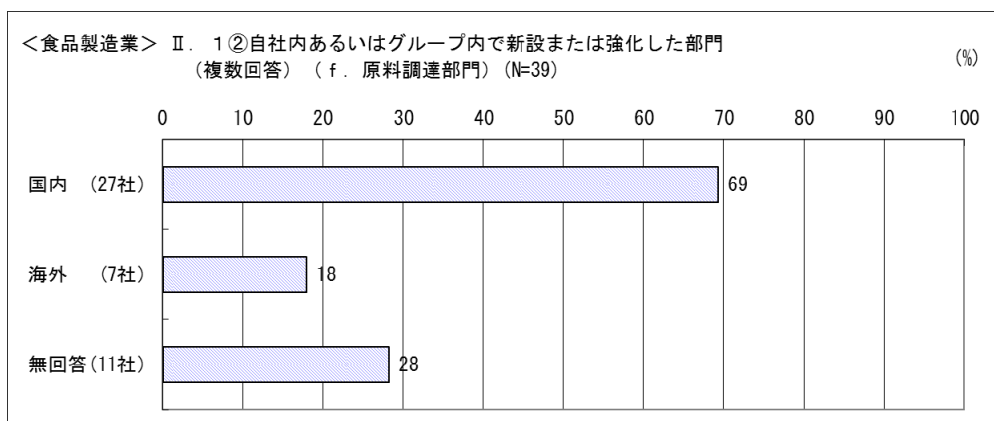
大手・中小別にそれぞれ
の中での回答比率 (%)
で表示 (以下同様)











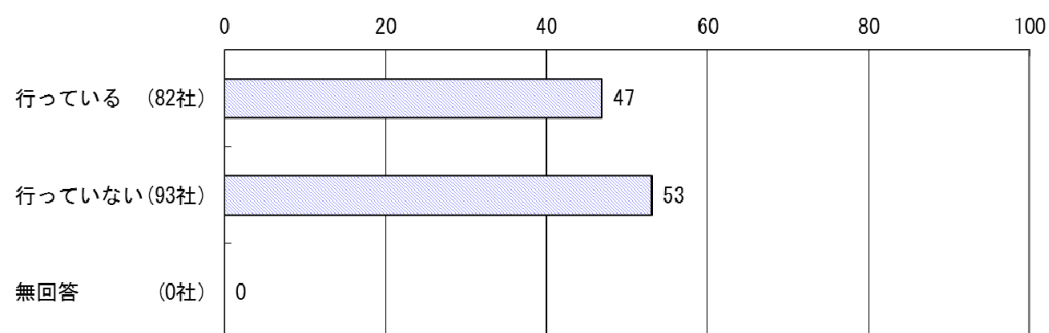
2. 自主管理基準について

- ① 貴社では、取り扱う商品あるいは原材料について、残留農薬あるいは残留動物用医薬品の自主管理基準を設定し、管理を行っていますか。
- A. 行っている
B. 行っていない
- ② ①でAと答えられた方へ（複数回答可）：
- 1) 自主管理基準を設定した理由を下記よりお選びください。
- a. 自社で適正な管理が必要と判断した
b. 取引先の要望により判断した
c. その他（ ）
- 2) 自主管理基準を設定した対象をお知らせください。
- a. 主要原材料
b. 副原材料
c. 製品
d. その他（ ）
- 3) 貴社の自主管理基準において、管理基準値はどのような考え方から設定しましたか。
- a. 行政機関の基準値になった
b. 行政機関値より厳しい基準値を設定した
c. 取引先から提示された基準値を採用した
d. その他（ ）
- ③ ①でBと答えられた方へ：理由をお知らせください。
（ ）

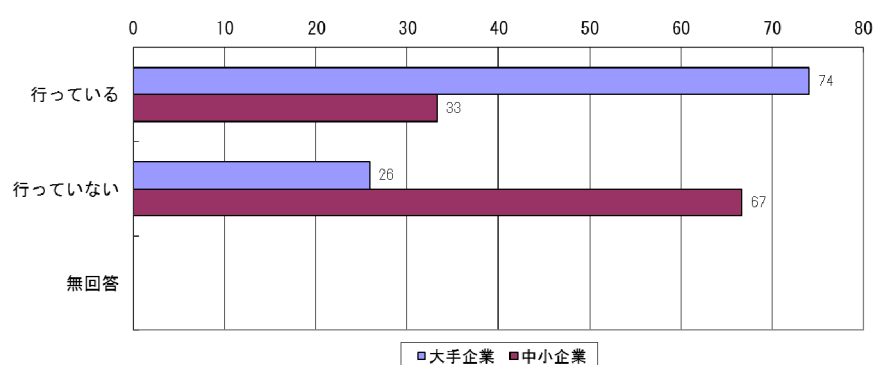
③ ①でB（行っていない）と回答した理由

- ・輸入大豆あるいは輸入小麦は政府により管理されているから（3社）
- ・行政機関あるいは業界の基準に従っているから（12社）
- ・納入業者に依頼しているから（8社）
- ・（国産原料を使っている等の理由で）必要ないから（5社）
- ・その他（設備、ノウハウがないから、など）（4社）

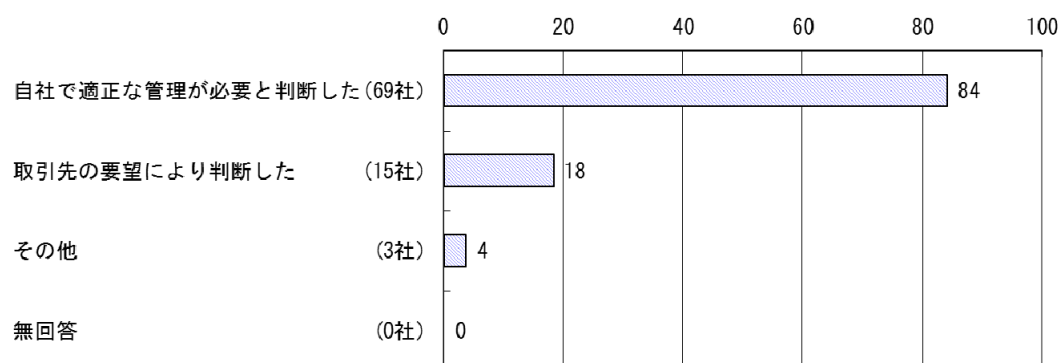
＜食品製造業＞ Ⅱ. 2①残留農薬・残留動物用医薬品の自主管理基準の設定と管理 (N=175) (%)



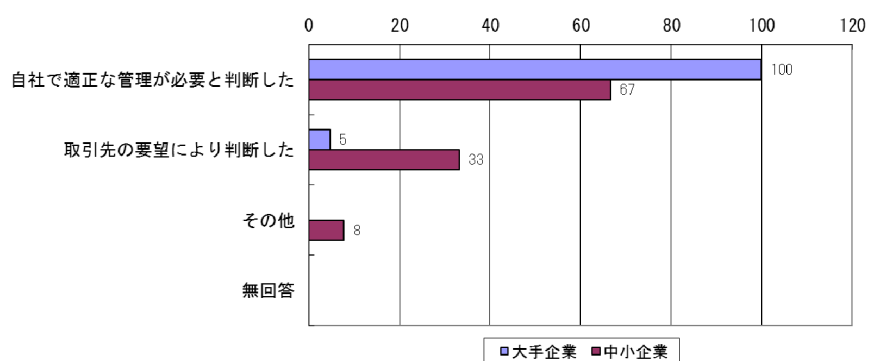
【大手・中小】Ⅱ. 2①残留農薬・残留動物用医薬品の自主管理基準の設定と管理 (大手N=58) (中小N=117)



＜食品製造業＞ Ⅱ. 2②1) 自主管理基準を設定した理由 (複数回答) (N=82) (%)



【大手・中小】Ⅱ. 2②1) 自主管理基準を設定した理由 (複数回答) (大手N=43) (中小N=39)



(再掲載)

2. 自主管理基準について

① 貴社では、取り扱う商品あるいは原材料について、残留農薬あるいは残留動物用医薬品の自主管理基準を設定し、管理を行っていますか。

- A. 行っている
- B. 行っていない

② ①で A と答えられた方へ（複数回答可）：

1) 自主管理基準を設定した理由を下記よりお選びください。

- a. 自社で適正な管理が必要と判断した
- b. 取引先の要望により判断した
- c. その他（ ）

2) 自主管理基準を設定した対象をお知らせください。

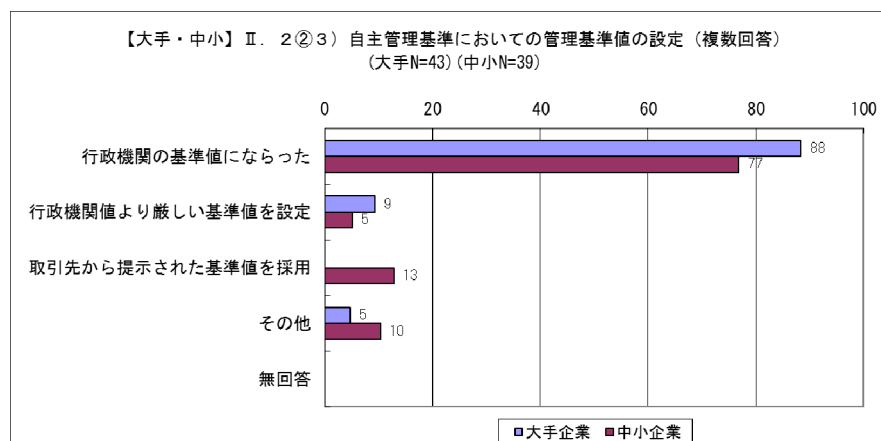
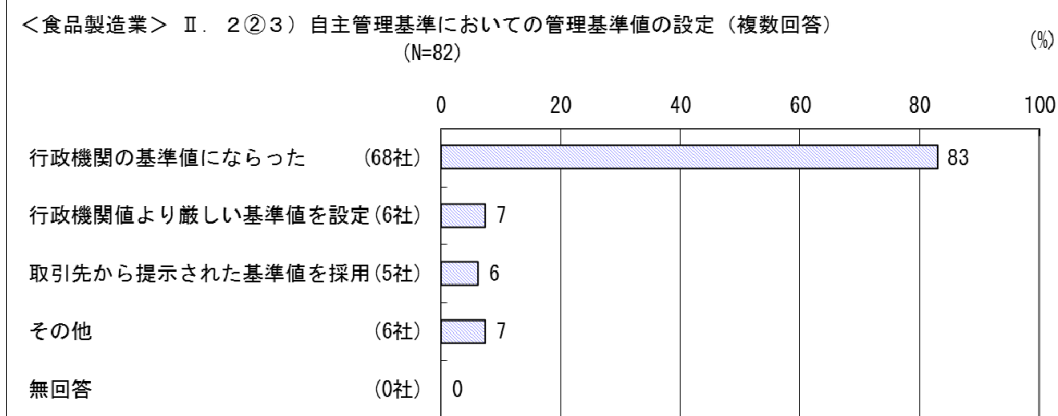
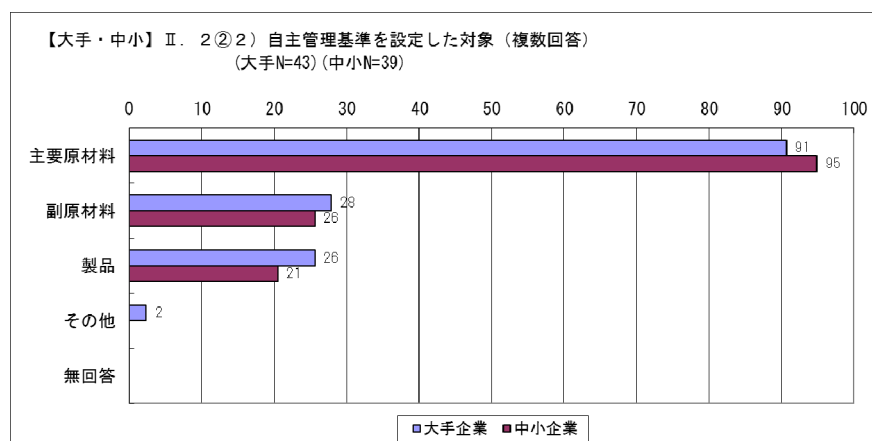
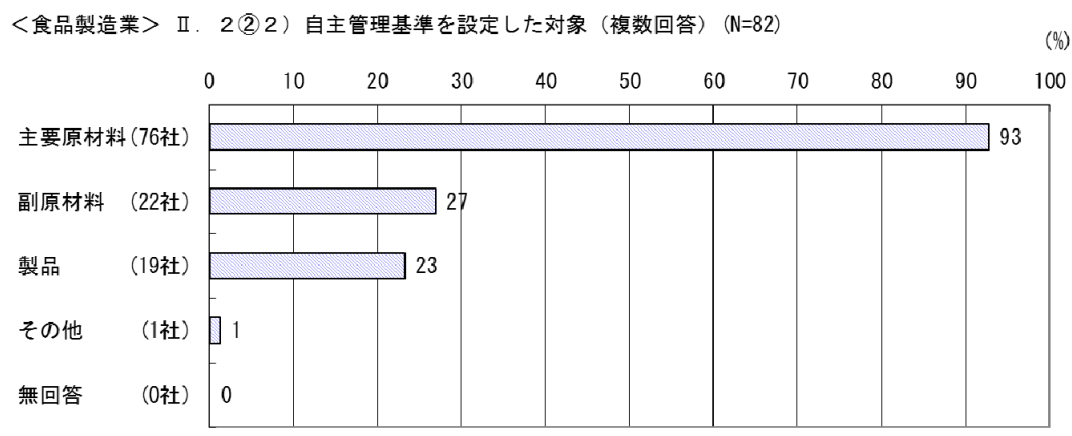
- a. 主要原材料
- b. 副原材料
- c. 製品
- d. その他（ ）

3) 貴社の自主管理基準において、管理基準値はどのような考え方から設定しましたか。

- a. 行政機関の基準値にならった
- b. 行政機関値より厳しい基準値を設定した
- c. 取引先から提示された基準値を採用した
- d. その他（ ）

③ ①で B と答えられた方へ：理由をお知らせください。

（ ）



3. 自主検査について

① 貴社では、残留農薬あるいは残留動物用医薬品について、自主検査を実施していますか。

- A. 自社内あるいはグループ内で実施している
- B. 外部検査機関に委託して実施している
- C. 調達先に委託して実施している
- D. 実施していない
- E. その他（ ）

② ①で A、B または C と答えられた方へ：

1) 検査方法についてお尋ねいたします。

- a. 自社で開発した方法
- b. 公定法またはそれに準じた方法
- c. その他（ ）

2) 以下の項目について、差し支えない範囲でお知らせください。

- a. 検査項目数：残留農薬（ ）項目、残留動物用医薬品（ ）項目
- b. 検査頻度：（ ）ロット当たり 1 検体
- c. 検体数：年間（ ）検体
- d. トータルの検査費用（設備・機器費、人件費を含む）：年間（ ）万円

3) 貴社製品の安全性確保のために、現在の検査内容で十分と考えますか。

- a. 十分に安全性を保證できる
- b. 十分に安全性を保證できるとは言えない
- c. 判断できない（理由： ）

4) ポジティブリスト制度施行以降自主検査で不合格となった事例数または比率（事例数/全分析数）をお知らせください。——>（ ）事例、または（ ）／1000

5) 自主検査で不合格となったときに、出荷停止または回収措置を講じたことがありますか。

- a. 講じたことがある——>ポジティブリスト制度施行以降（ ）事例
- b. 講じたことはない（理由： ）
- c. 答えられない

③ ①で D と答えられた方へ：理由をお知らせください。

（ ）

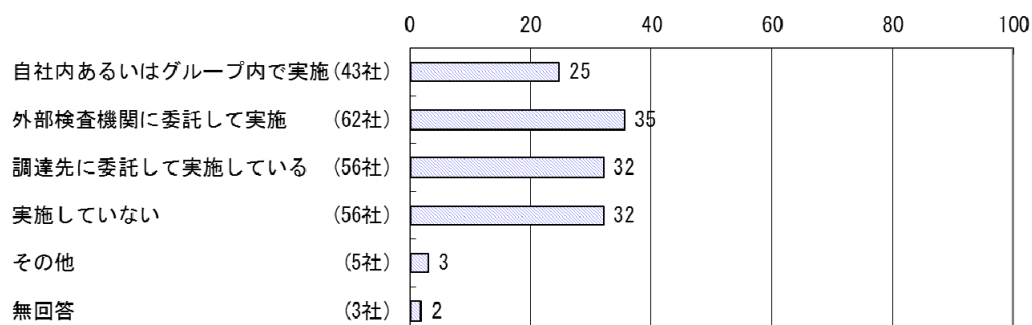
②5) b. 講じたことのない理由

- ・ 不合格となった事例がない（10 社）
- ・ 購入前の原料検査あるいは輸入前の検査（出荷前検査）であるため（9 社）

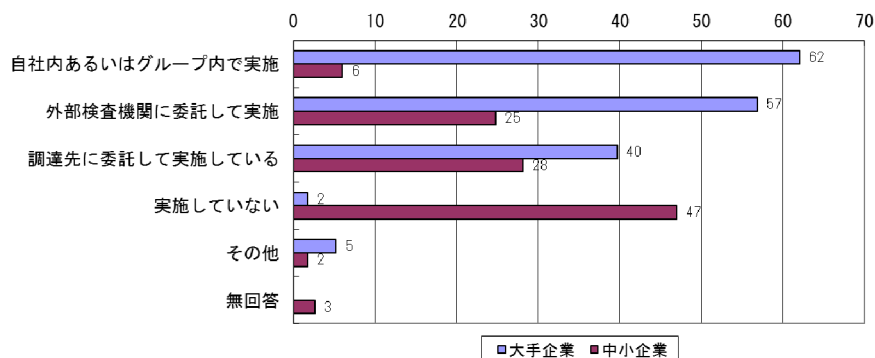
③ 自主検査を実施していない理由

- ・ 検査だけでは安全性を確保できないから（9 社）
- ・ 自社に検査設備がない。納入先に実施してもらっている。（2 社）
- ・ 費用がかかる（1 社）

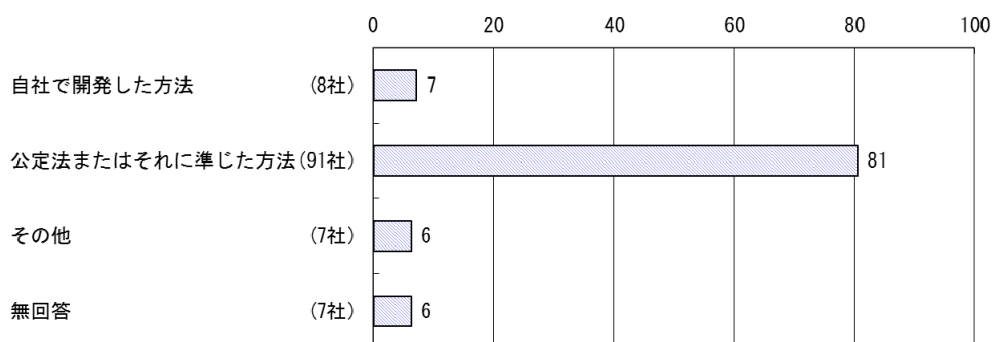
<食品製造業> Ⅱ. 3①残留農薬・残留動物用医薬品についての自主検査の実施 (複数回答) (N=175) (%)



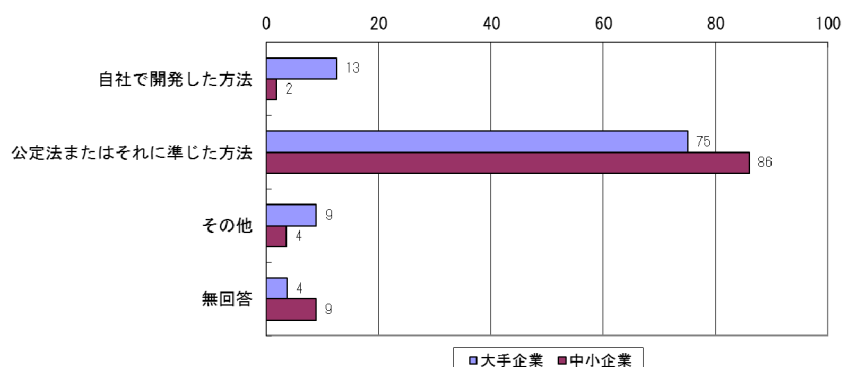
【大手・中小】Ⅱ. 3①残留農薬・残留動物用医薬品についての自主検査の実施 (複数回答) (大手N=58) (中小N=117)

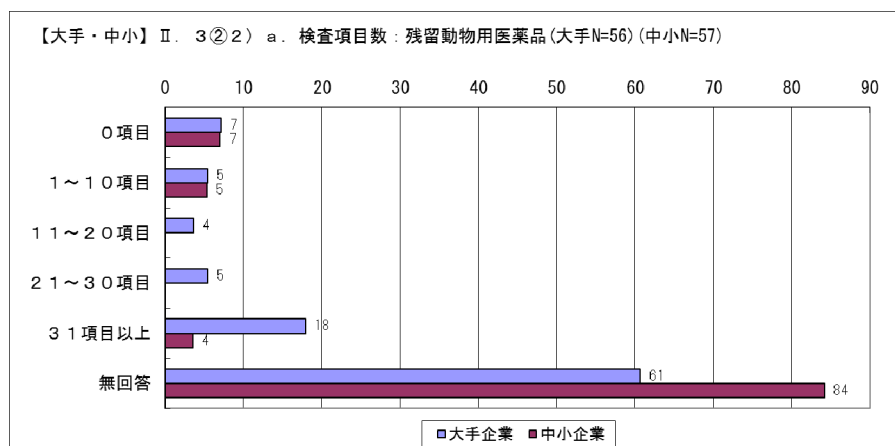
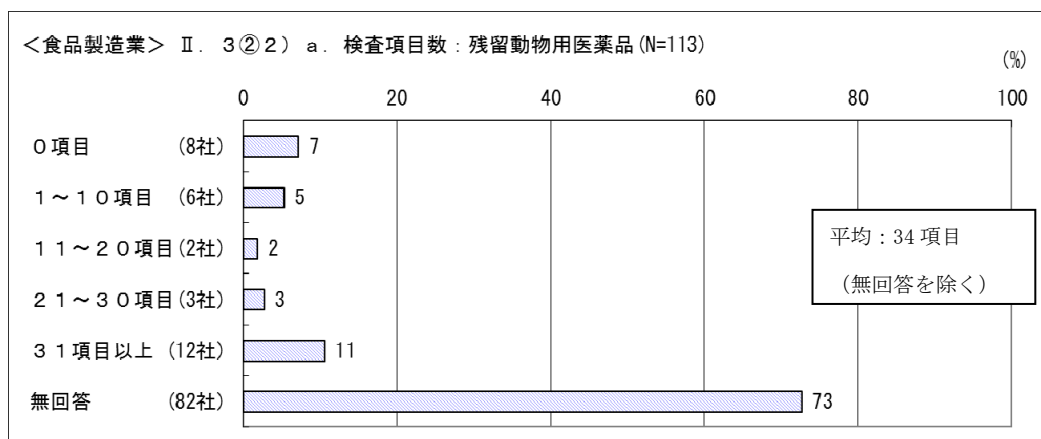
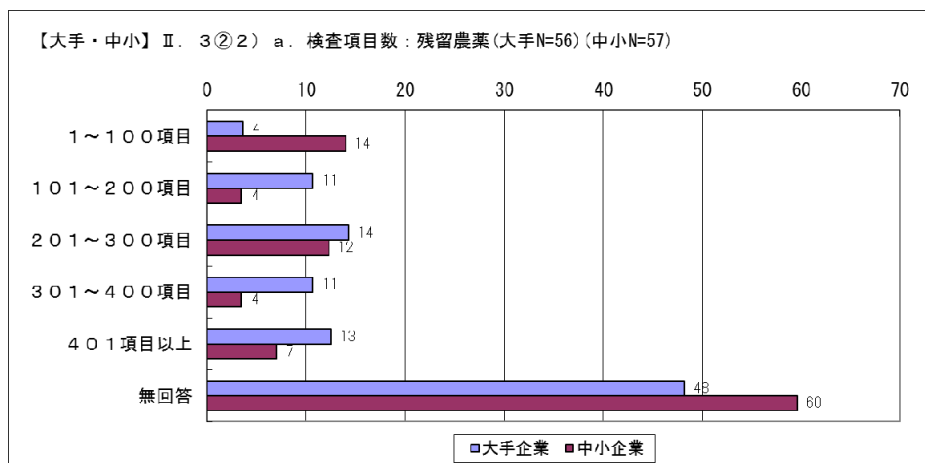
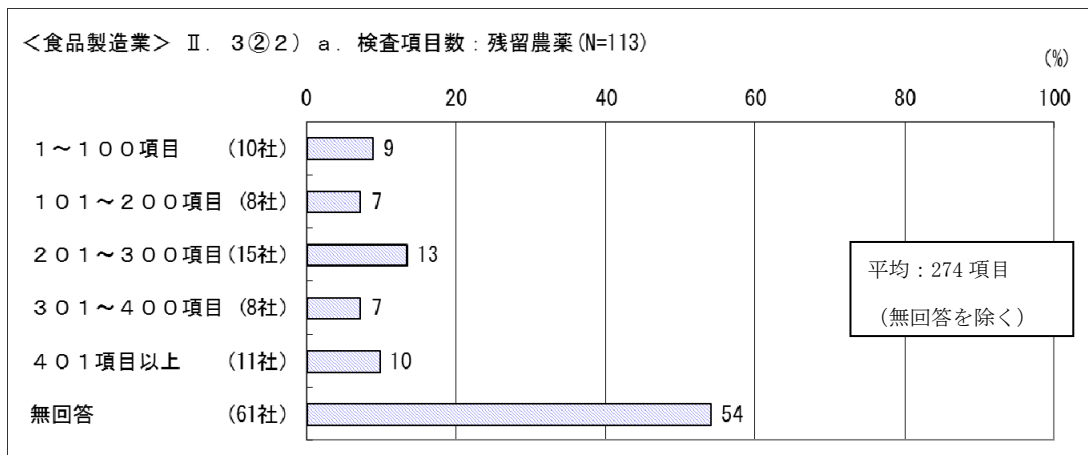


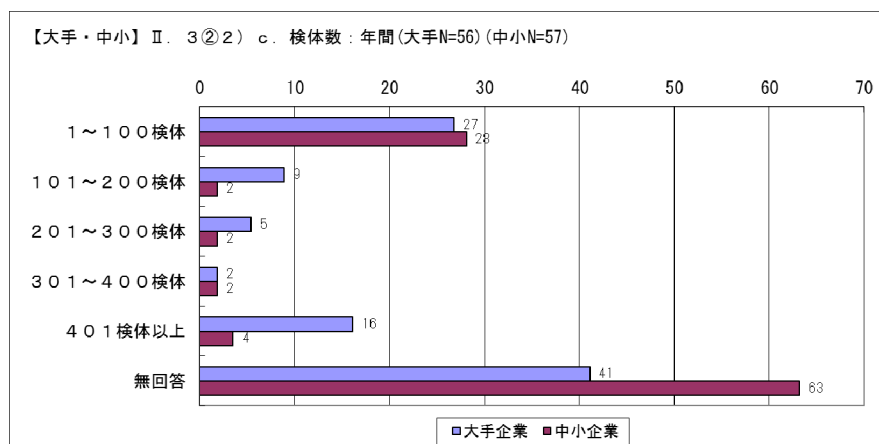
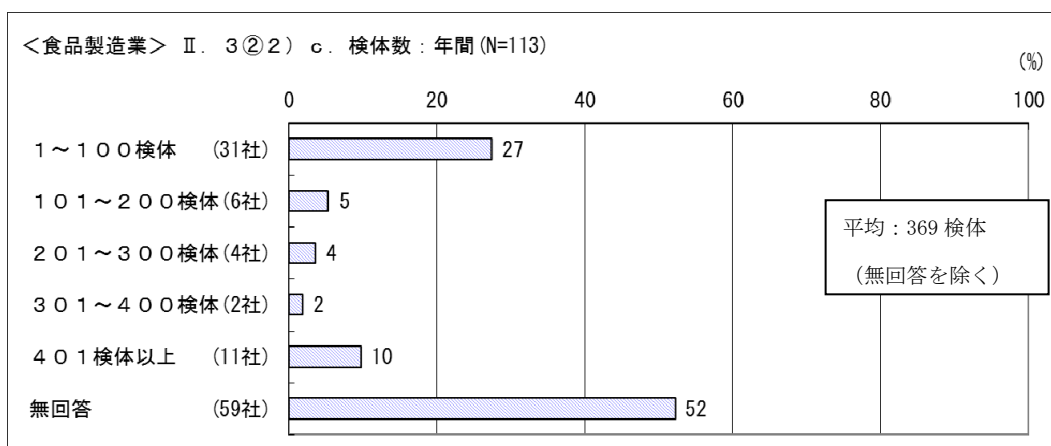
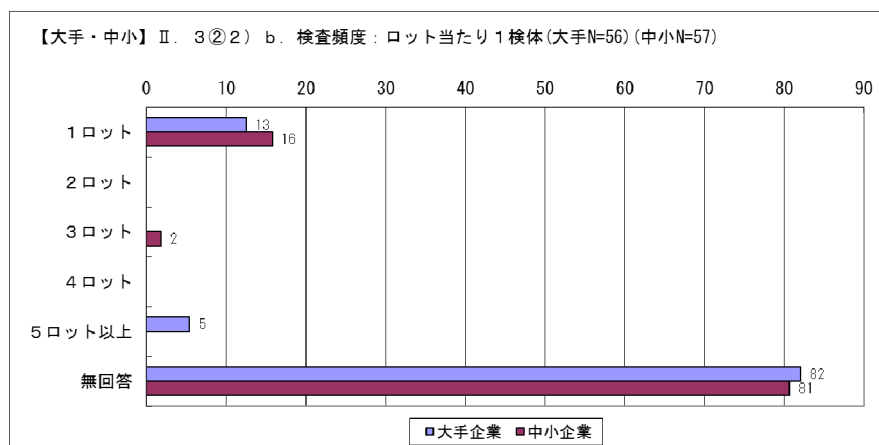
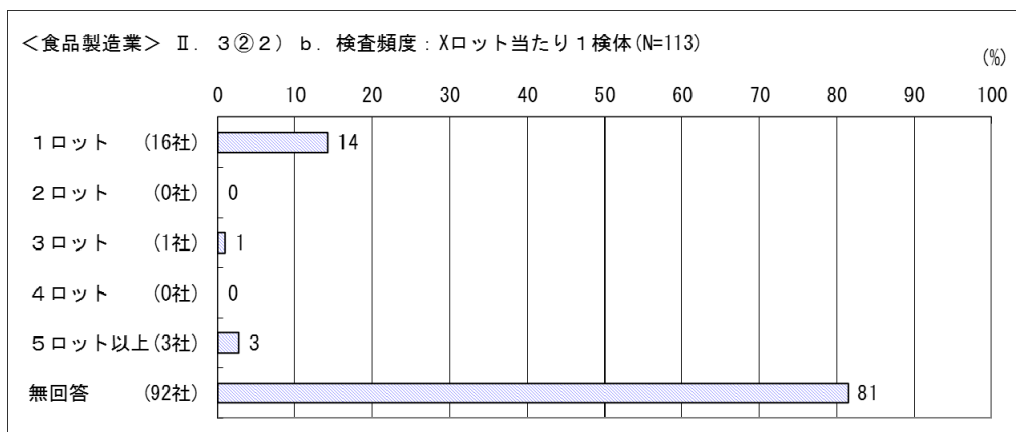
<食品製造業> Ⅱ. 3②1) 検査方法について (N=113) (%)

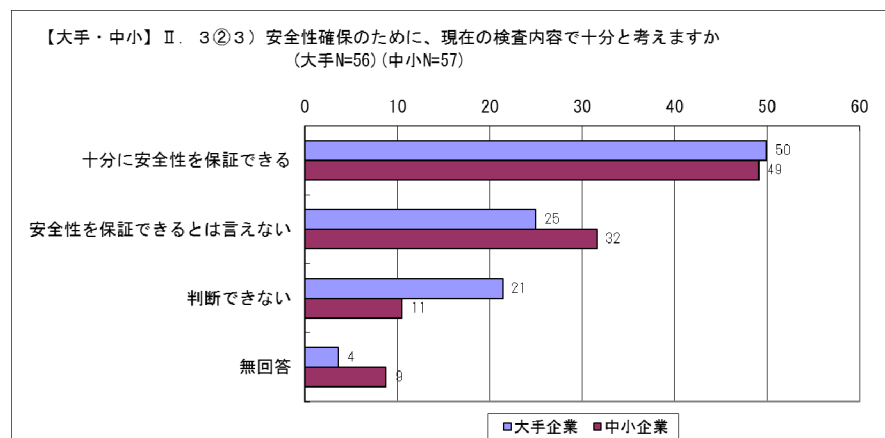
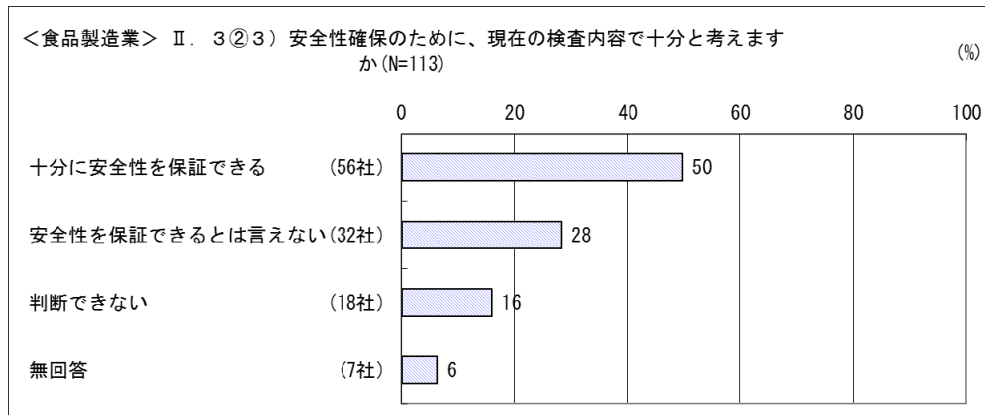
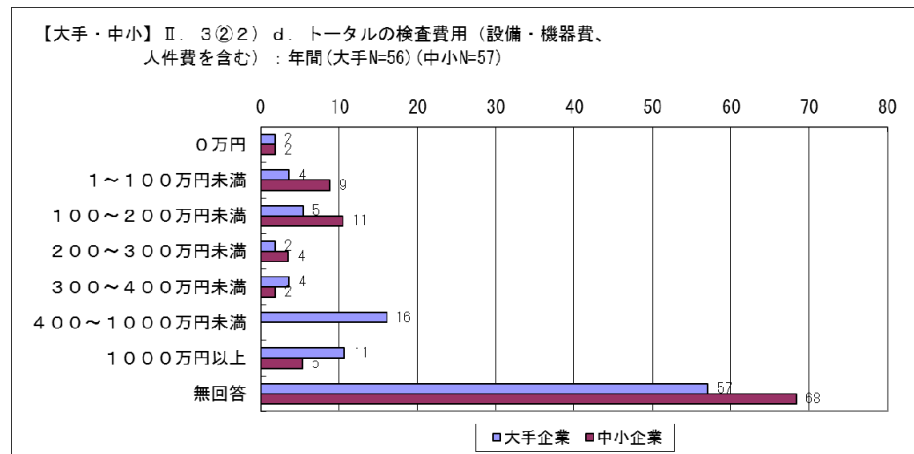
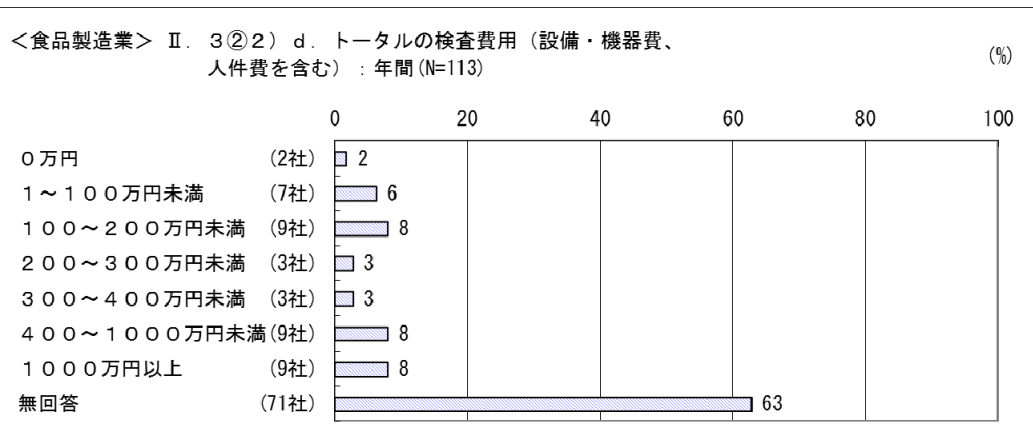


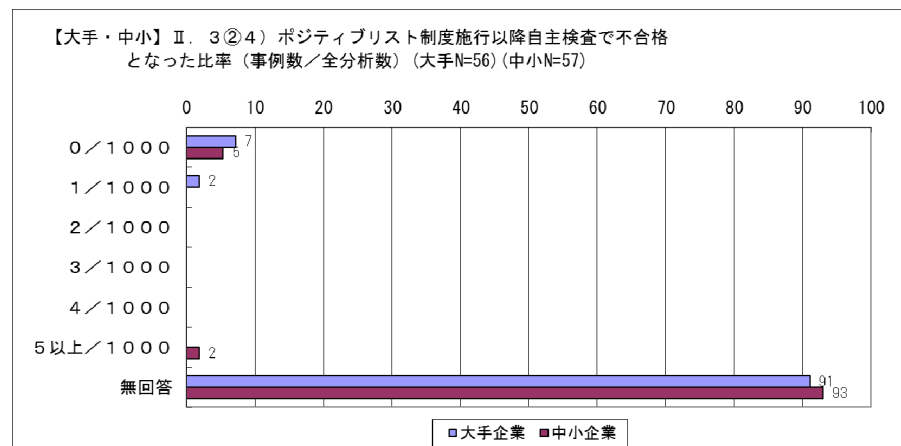
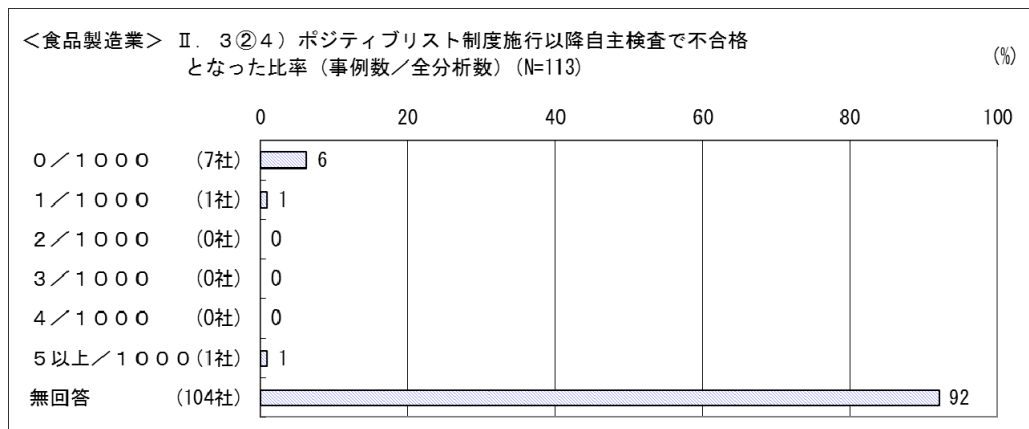
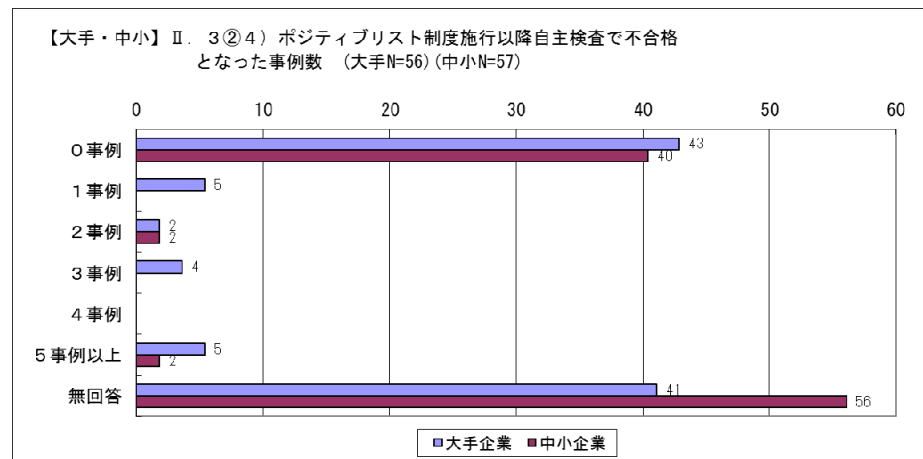
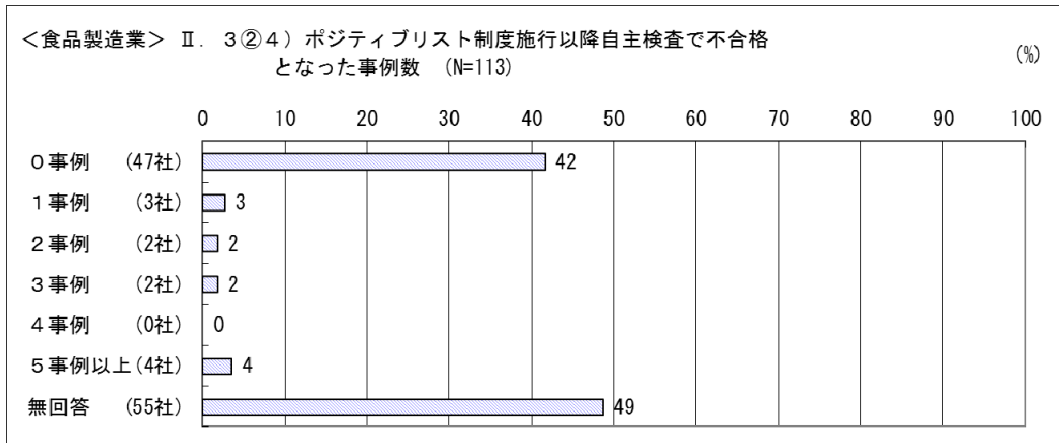
【大手・中小】Ⅱ. 3②1) 検査方法について (大手N=56) (中小N=57)



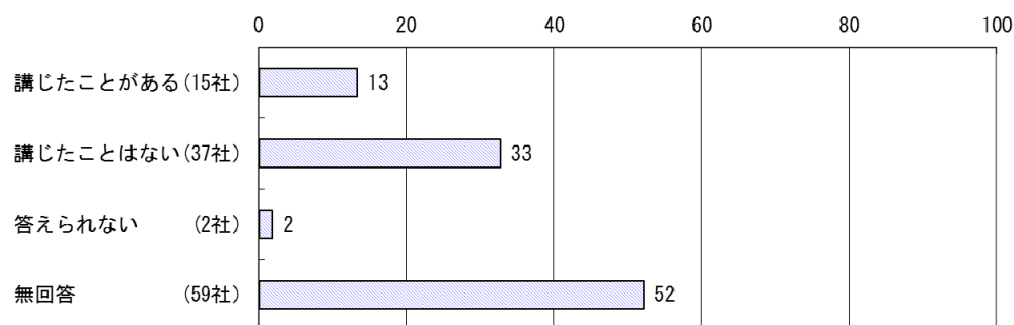




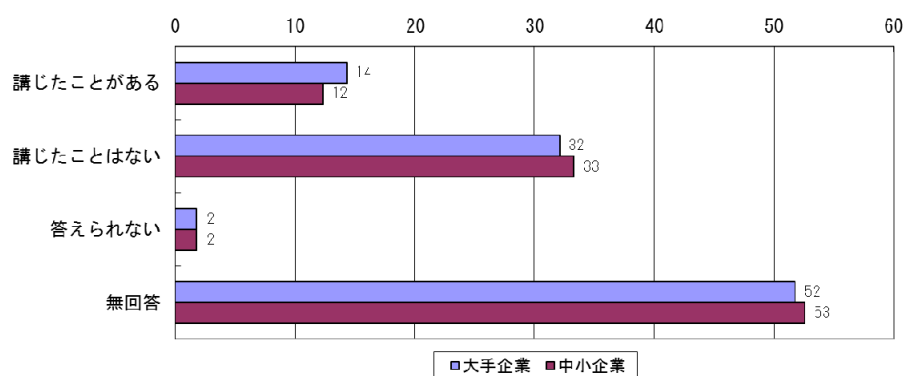




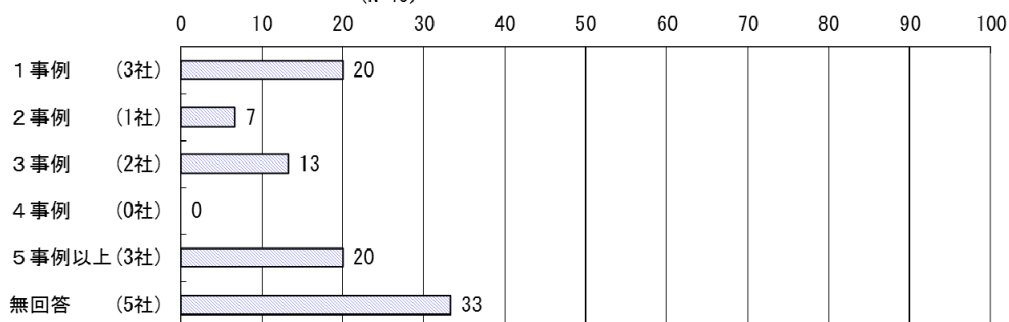
＜食品製造業＞ Ⅱ. 3②5) 自主検査で不合格となったときの出荷停止または回収措置の有無 (N=113) (%)



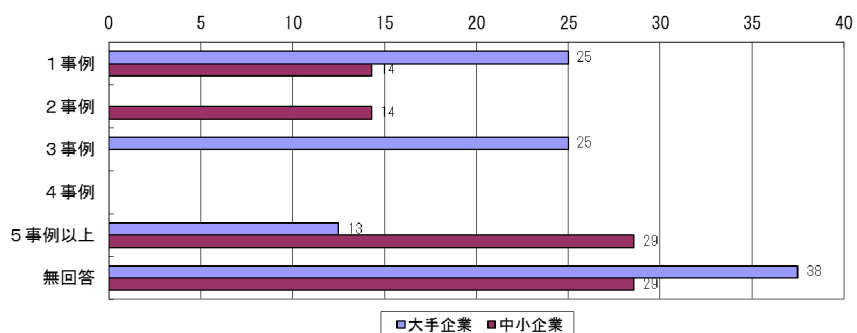
【大手・中小】 Ⅱ. 3②5) 自主検査で不合格となったときの出荷停止または回収措置の有無 (大手N=56) (中小N=57)



＜食品製造業＞ Ⅱ. 3②5) 自主検査で不合格となったときの出荷停止または回収措置の事例数 (a. 講じたことがある) : ポジティブリスト制度施行以降 (N=15) (%)



【大手・中小】 Ⅱ. 3②5) 自主検査で不合格となったときの出荷停止または回収措置の事例数 (a. 講じたことがある) : ポジティブリスト制度施行以降 (大手N=8) (中小N=7)



(参考資料) 検査による安全性の保証に対する考え方と検査実施状況について

	回答数	平均項目数		検査頻度 (ロット)	検体数	検査費用 (万円)
		残留農薬	動物用医薬品			
【 合 計 】	113	273.5	33.8	6.4	368.7	1390.4
Ⅱ. 3②3)						
十分に安全性を保証できる	56	294.7	32.3	9.9	307.3	1861.4
安全性を保証できるとは言えない	32	208.6	35.9	1.8	589.9	990.5
判断できない	18	354.4	33.3	5.5	175.8	758.6
無回答	7	240.0	-	-	1.0	250.0

(数値は各対象区の平均値)

設問②3) 検査による安全性の保証に対する考え方(「貴社製品の安全性確保のために、現在の検査内容で十分と考えますか。」)と設問②2) 検査の実施状況についての回答を基に相関性を当センターにて整理した。

「製品の安全性を現在の検査内容で十分保証できる」と回答した企業は、「十分に保証できない」あるいは「判断できない」と回答した企業に比して多額の検査費用をかけていたが、検査項目数、検体数は必ずしも多くはなかった。

4. 関連情報の公開について

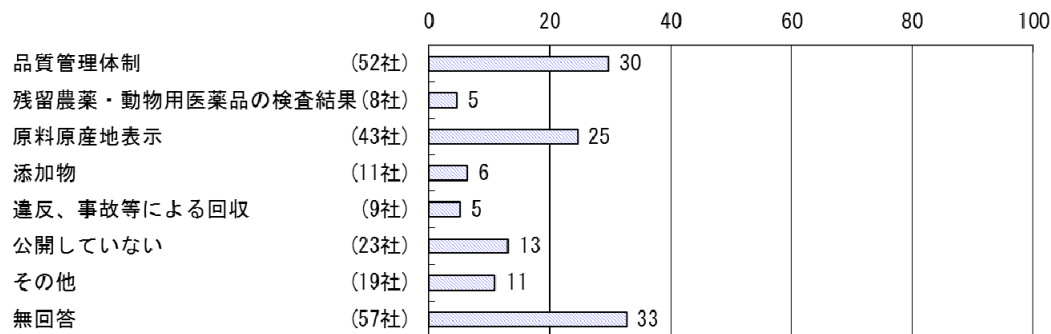
- ① ポジティブリスト制度に関連して、貴社ではホームページ等においてどのような事項について公開していますか。（複数回答可）
- A. 品質管理体制（品質管理への取り組み）
- B. 残留農薬、残留動物用医薬品の検査結果
- C. 原料原産地表示
- D. 添加物
- E. 違反、事故等による回収
- F. その他（ ）
- ② 公開された情報には1ヶ月あたりどのくらいのアクセスがありますか。
- A. 10件未満
- B. 10～100件
- C. 100件以上
- D. ほとんどない
- ③ 公開された情報についての問い合わせ内容について、差し支えない範囲でお知らせください。
- （ ）

- ③ 公開された情報についての問い合わせ内容

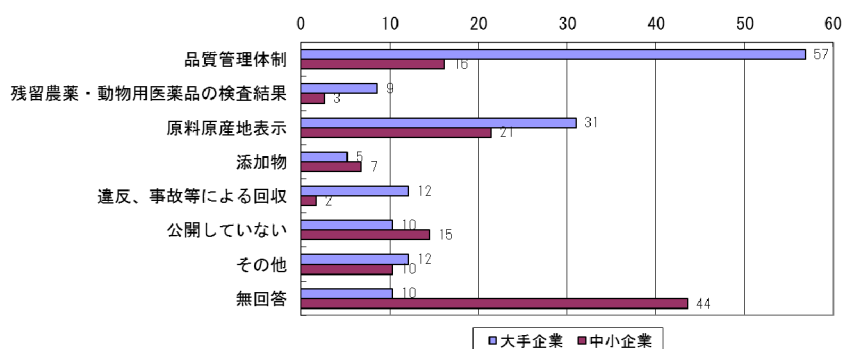
- ・原料原産地に関するもの（８社）
- ・検査結果（３社）
- ・安全安心への取り組み（２社）
- ・他社で事故が発生した場合に、確認の問い合わせ（２社）

＜食品製造業＞ Ⅱ. 4①ポジティブリスト制度に関連して、ホームページ等への
公開事項（複数回答）（N=175）

(%)

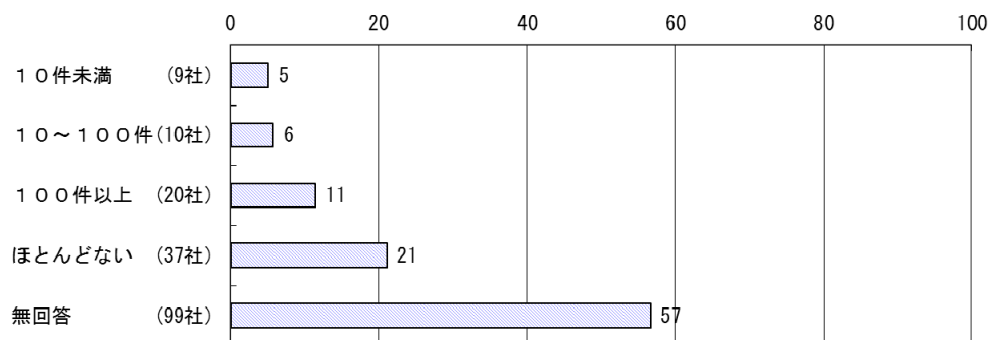


【大手・中小】 Ⅱ. 4①ポジティブリスト制度に関連して、ホームページ等への
公開事項（複数回答）（大手N=58）（中小N=117）

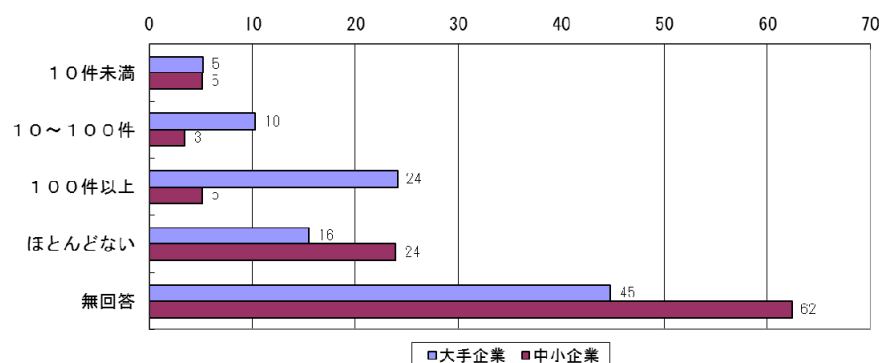


＜食品製造業＞ Ⅱ. 4②公開された情報への1ヶ月あたりのアクセス数（N=175）

(%)



【大手・中小】 Ⅱ. 4②公開された情報への1ヶ月あたりのアクセス数
（大手N=58）（中小N=117）



III. 事業への影響

貴社の事業活動に及ぼした影響についてお尋ねします。該当する箇所にお答えください。

1. 事業戦略への影響とそれに対する貴社の対応について

① 貴社の事業戦略への影響について、下記よりお答えください。

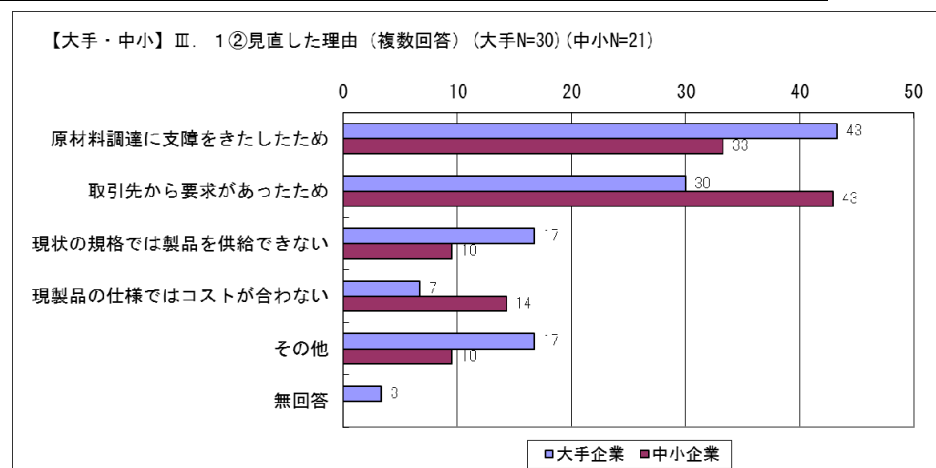
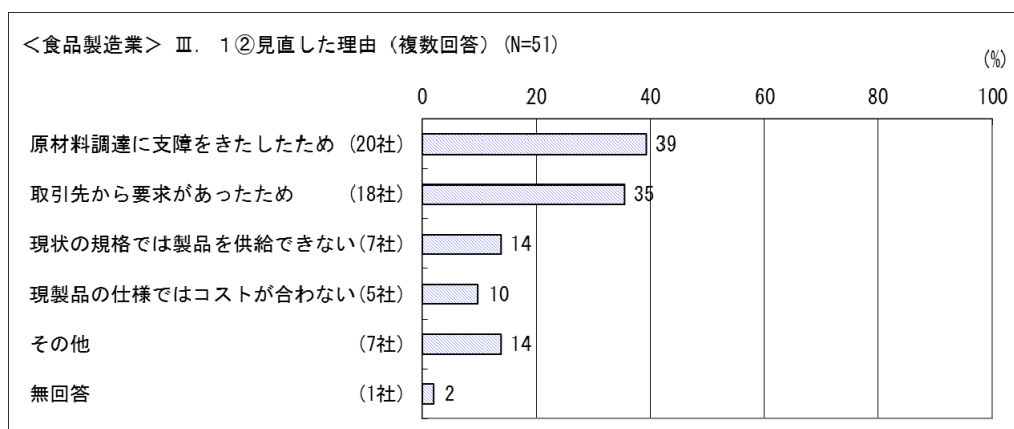
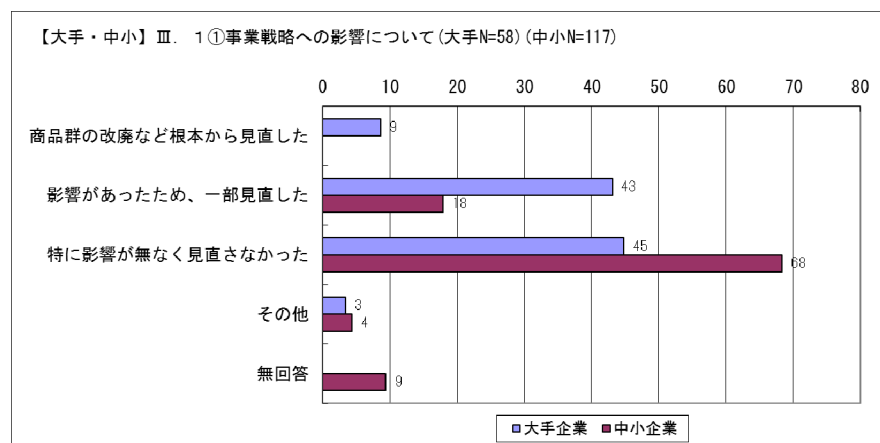
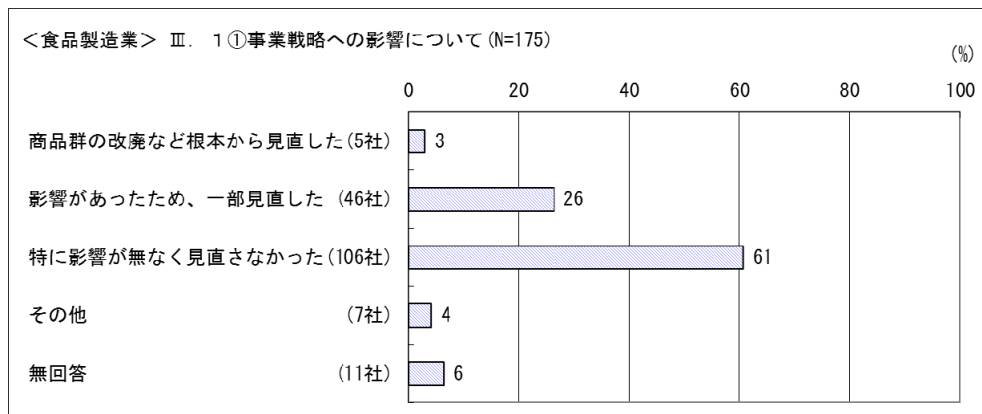
- A. 重大な影響があったため、既存の商品群の改廃など、根本から見直した
- B. 軽微ながら影響があったため、一部見直した
- C. 特に影響が無かったため、見直さなかった
- D. その他 ()

② A または B と答えられた方へ：その理由についてお知らせください。

- a. 原材料の調達に支障をきたしたため
- b. 取引先から要求があったため
- c. 現状の規格では製品を供給できなくなったため
- d. 現状の製品の仕様ではコストが合わなくなったため
- e. その他 ()

①D. その他（自由回答）

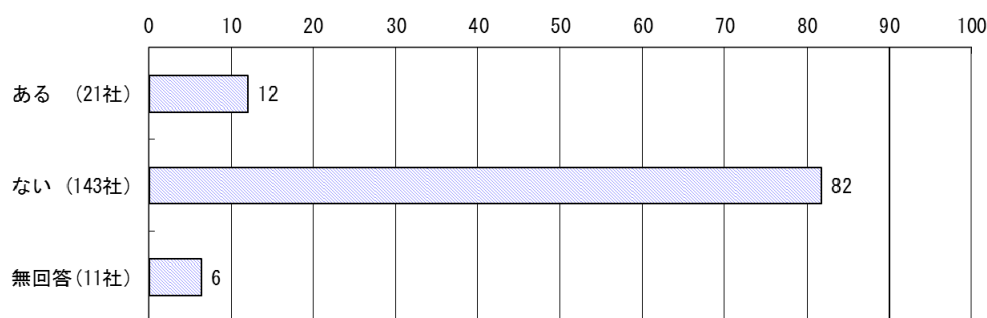
- ・検査費用の増大（2社）
- ・調達先の管理強化（2社）



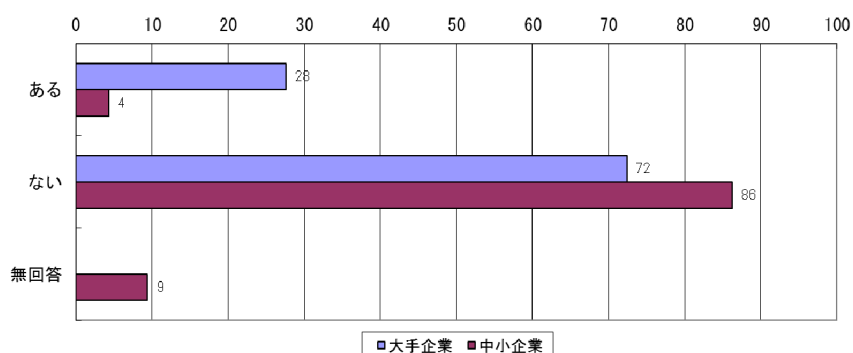
2. 輸入差し止め等の措置について

- ① ポジティブリスト制度施行以降、貴社が国外で調達した商材が、検疫所における命令検査／モニタリング検査において、残留農薬等の規格基準違反で輸入禁止となったことはありますか。
- A. ある B. ない
- ② ①で A と答えられた方へ：このことが貴社の事業活動へのどのくらい影響を及ぼしましたか。
- a. 重大な影響を及ぼした
b. 軽微な影響であった
c. 特に影響はなかった
d. その他（ ）

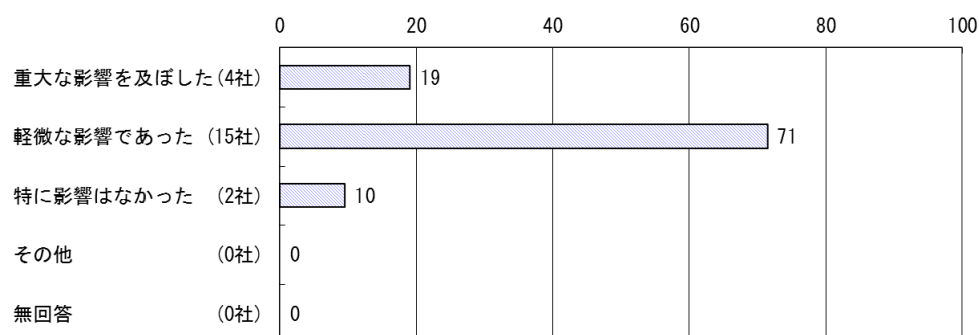
＜食品製造業＞ Ⅲ. 2①残留農薬等の規格基準違反で輸入禁止となったことの有無 (N=175) (%)



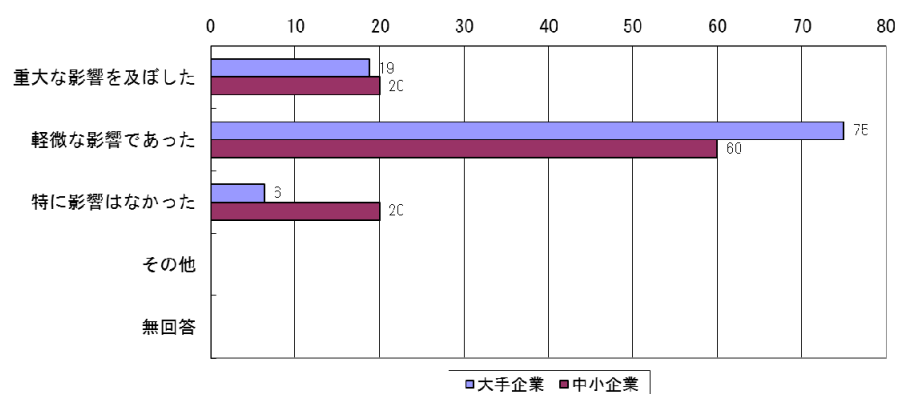
【大手・中小】Ⅲ. 2①残留農薬等の規格基準違反で輸入禁止となったことの有無 (大手N=58) (中小N=117)



＜食品製造業＞ Ⅲ. 2②事業活動への影響度 (N=21) (%)



【大手・中小】Ⅲ. 2②事業活動への影響度 (大手N=16) (中小N=5)



該当する箇所をお知らせください（括弧内も該当する箇所に○付けてください）。

A. 原材料の調達先を変更した（海外→海外、海外→国内、国内→国内）
B. 調達先の監視指導を強化した（監視指導員を常駐、定期訪問、不定期訪問）
C. 検査の頻度を上げた
D. 特に対策を講じていない
E. その他（ ）

A. 製品の仕様を変更あるいは新規に考案した

B. 製造方法を変更あるいは新規に考案した

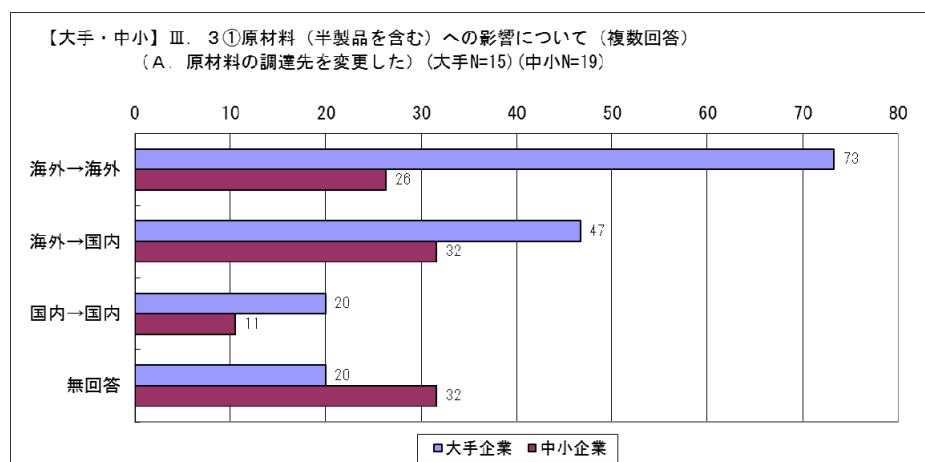
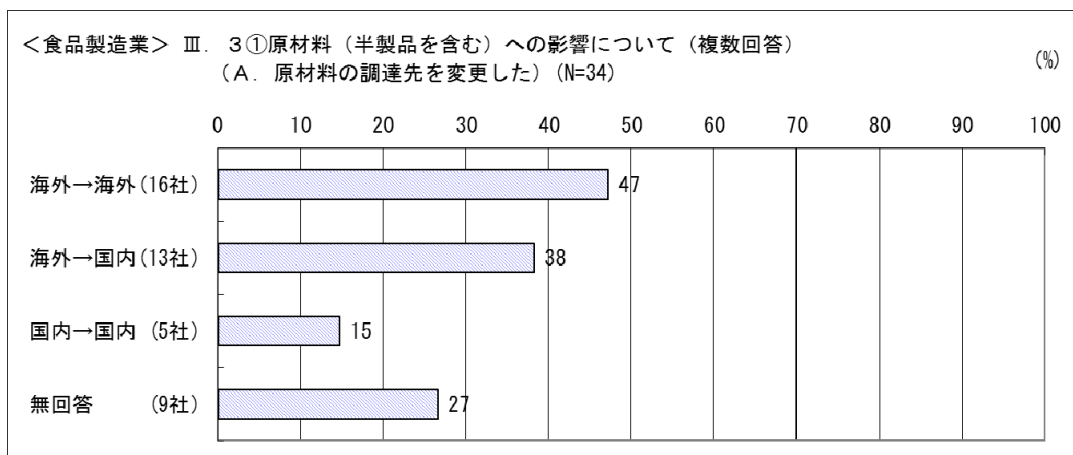
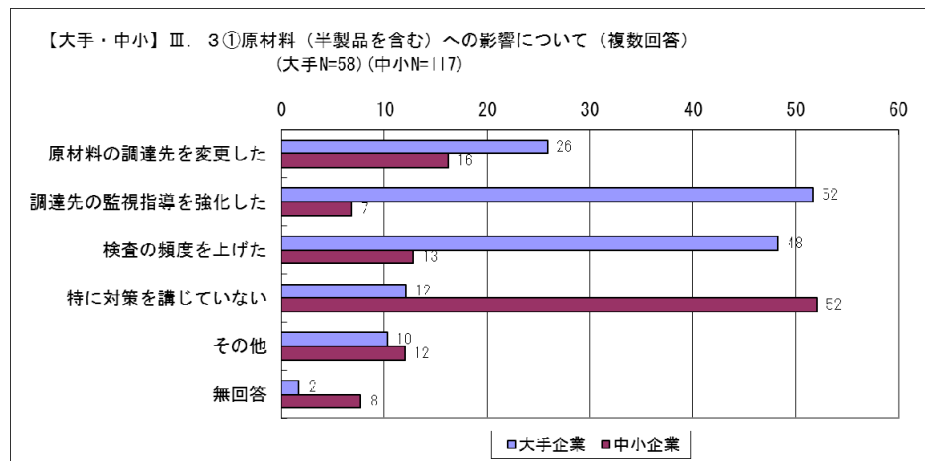
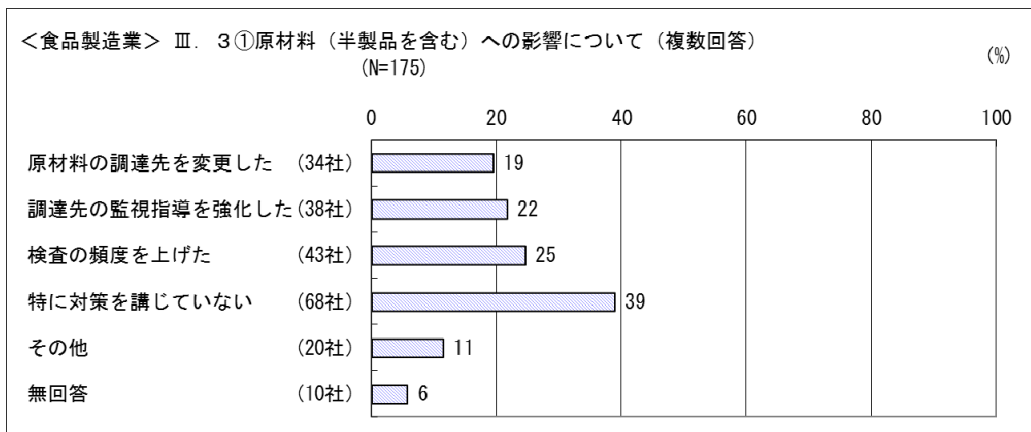
C. 生産地を海外から国内に切り替えた

D. 製品の販売を中止した

E. 特に対策を講じていない

F. その他（ ）

- ・調達先に分析検査の強化などを要望（15 社）
- ・影響なし（4 社）



(再掲載)

3. 原材料および製品への影響について

該当する箇所をお知らせください(括弧内も該当する箇所に○付けてください)。

① 原材料(半製品を含む)について

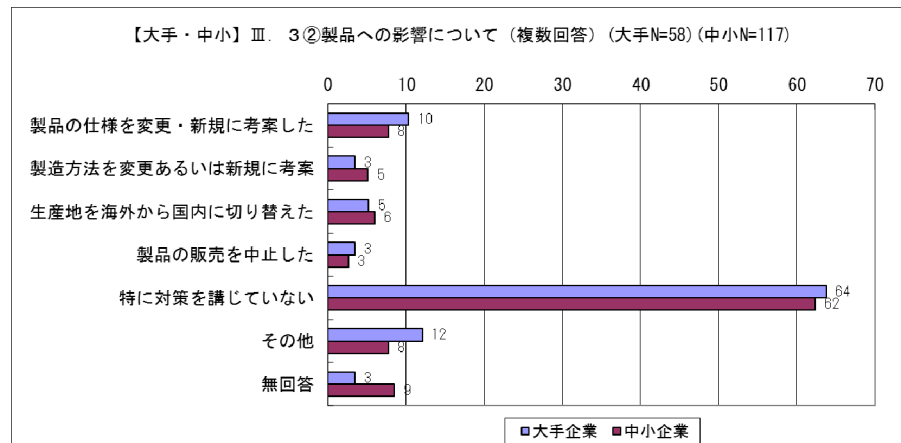
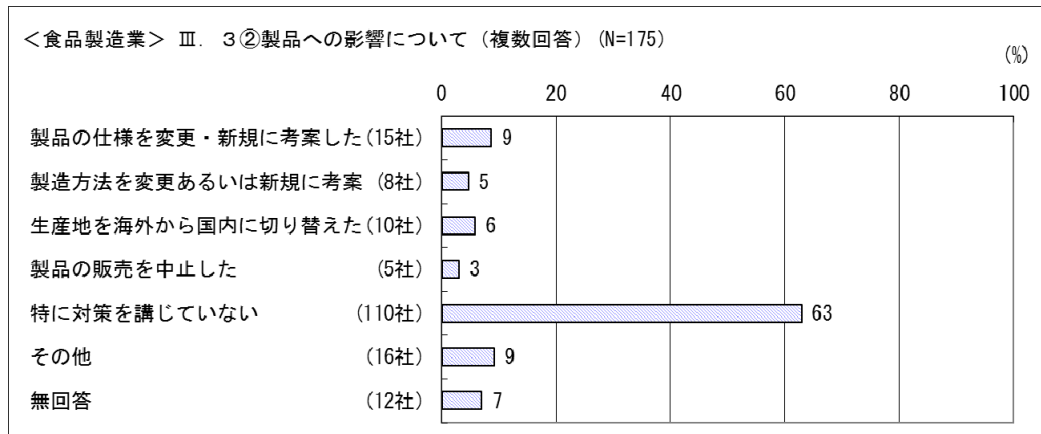
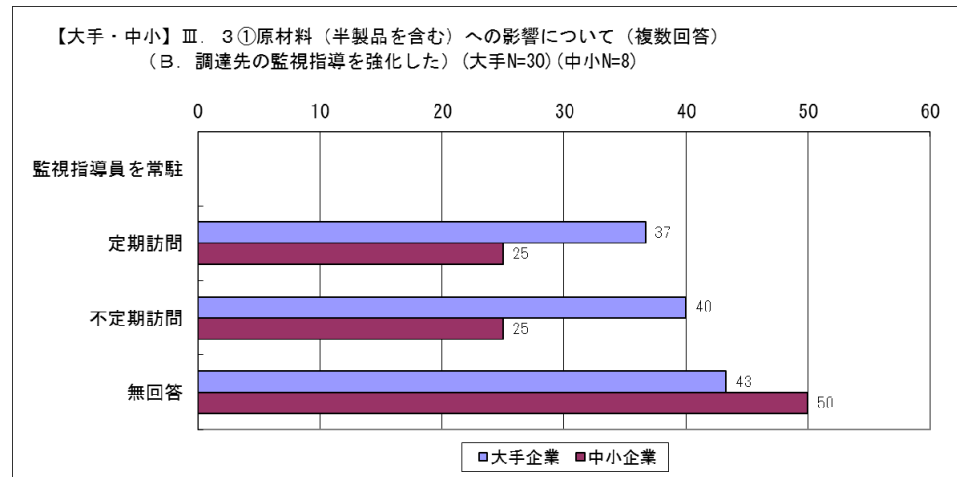
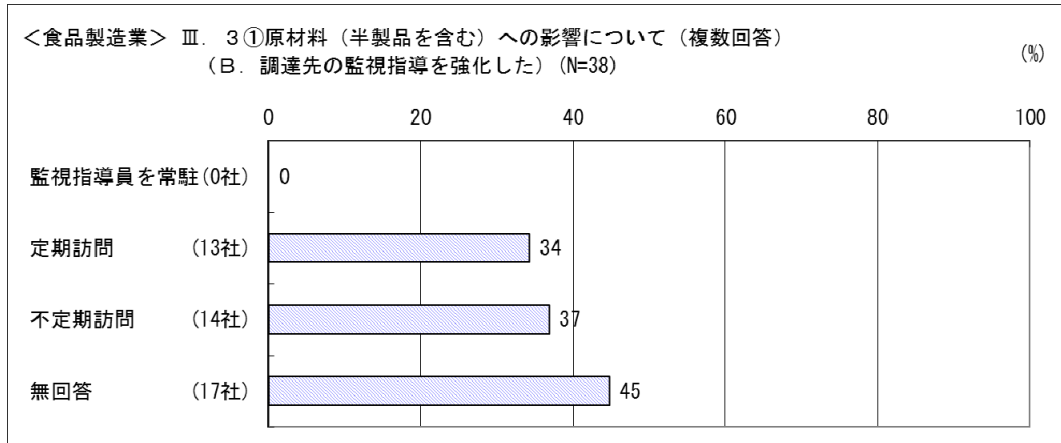
- A. 原材料の調達先を変更した(海外→海外、海外→国内、国内→国内)
- B. 調達先の監視指導を強化した(監視指導員を常駐、定期訪問、不定期訪問)
- C. 検査の頻度を上げた
- D. 特に対策を講じていない
- E. その他 ()

② 製品について

- A. 製品の仕様を変更あるいは新規に考案した
- B. 製造方法を変更あるいは新規に考案した
- C. 生産地を海外から国内に切り替えた
- D. 製品の販売を中止した
- E. 特に対策を講じていない
- F. その他 ()

②F. その他(自由回答)

- ・製品検査の頻度を上げた(5社)
- ・影響なし(4社)



4. 我が国の食料資源調達へ及ぼす影響について

- ① ポジティブリスト制度施行以降、一律基準違反などヒトに対する健康影響のないと考えられるようなレベルでの輸入食品の不合格が増えています。このことが、我が国の食料調達へ影響していると考えられますか。貴社の事業の観点から、お答えください。
- A. 現在影響が出ている
B. 現在は影響が顕在化していないが、将来的に影響が現れると予想される
C. 現在影響がなく、将来的にも影響はないと考える
D. その他（ ）
- ② ①でAまたはBと答えられた方へ：どのような影響が出ていますか、あるいは出ることが予想されますか。（複数回答可）
- a. 調達量の確保が難しくなった（難しくなる）
b. 指定する規格基準で生産する供給地が少なくなった（少なくなる）
c. 価格が高騰した（高騰する）
d. 中国など他国に買い負けするようになった（買い負けするようになる）
e. その他（ ）

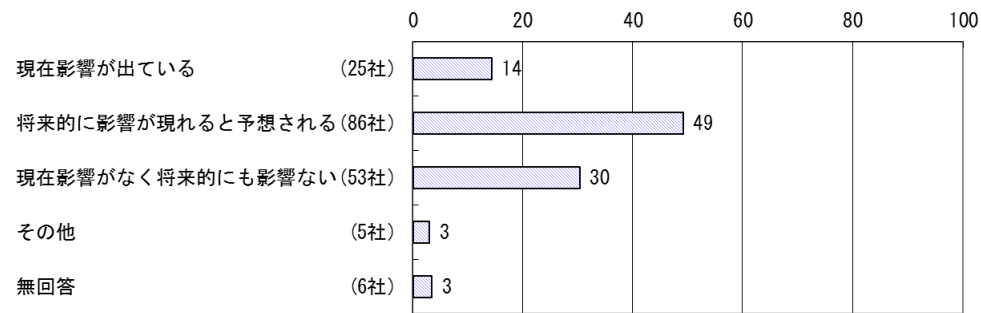
①D. その他（自由回答）

・ わからない（2社）

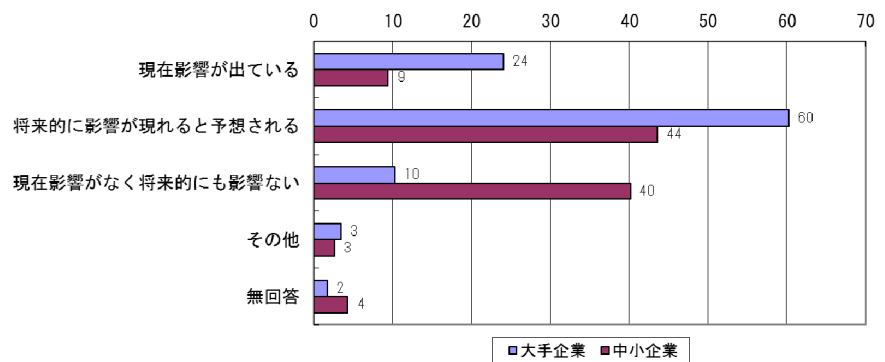
②e. その他（自由回答）

・ リードタイムの長期化（1社）
・ 輸出入自粛が解除されにくくなる傾向（1社）
・ 検疫に関する事前相談の回答が厳しい内容（1社）

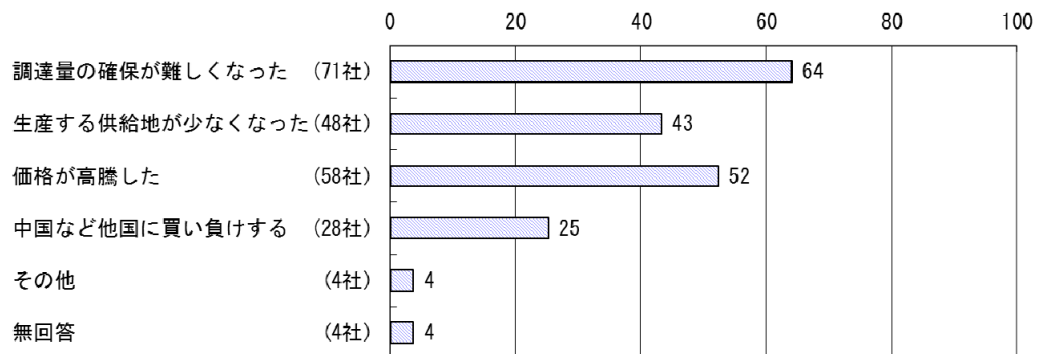
＜食品製造業＞ Ⅲ. 4①健康影響のないと考えられるようなレベルでの輸入食品の
不合格率が増えていることで、食料調達への影響 (N=175) (%)



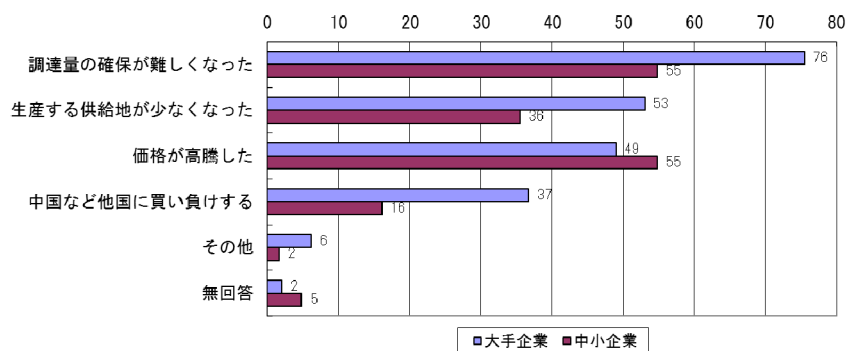
【大手・中小】Ⅲ. 4①健康影響のないと考えられるようなレベルでの輸入食品の
不合格率が増えていることで、食料調達への影響
(大手N=58) (中小N=117)



＜食品製造業＞ Ⅲ. 4②影響が出た内容と今後の予想 (複数回答) (N=111) (%)



【大手・中小】Ⅲ. 4②影響が出た内容と今後の予想 (複数回答)
(大手N=49) (中小N=62)



IV. 制度の見直しへの要望

本制度は平成 18 年 5 月 29 日から施行され、施行後 5 年間を目処に見直しをすることになって
います。見直しに際しての要望について、以下該当する部分をお知らせください。

1. 規格基準について

① 食品の分類

現行の食品中の残留基準がある農薬等に関しても食品の分類を変更し、新たに基準を設定
することが行われてきています。この中で、日本人の摂取量の観点等から、分類をあらため
た方がよいと考えられる食品がありますか。あれば、名称を挙げ、併せてその理由を記して
ください。

(食品の分類：)

(理由：)

② インポートトレランス

国外で新たに使用が認められ、我が国へ輸出する農畜水産物等に使用される農薬等につい
て、食品中の残留基準の設定や現状の基準の改正について国外から要請を行うことができる
「インポートトレランスの制度」を利用して、規格基準の改定を考えたことがありますか。

A. ある ——>③へ

B. ない

③ ②で A と答えた方へ：下記にお答えください。

a. 手続きをとり改定を申請した

b. 申請をしなかった ——>④へ

c. その他 ()

④ ③で b と答えた方へ：理由をお知らせください。

ア. 申請に必要な資料が不足した

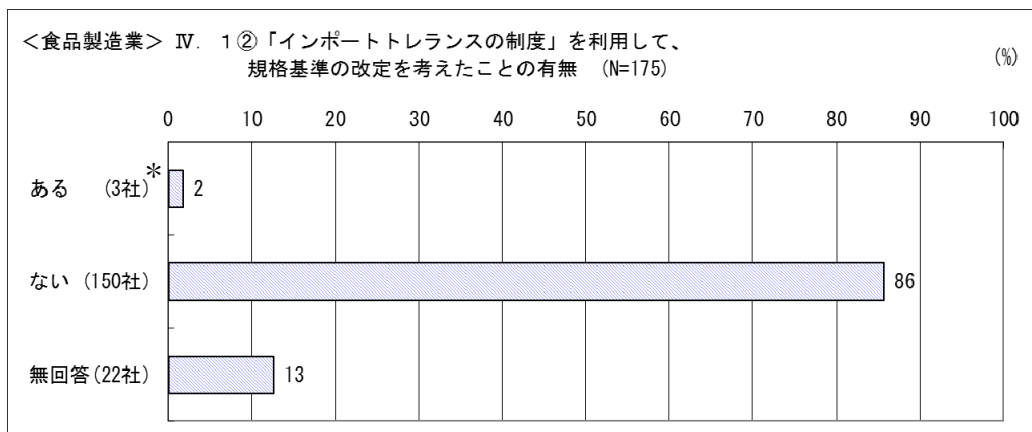
イ. 申請に資金がかかる

ウ. 自社のみでは不可能と判断した

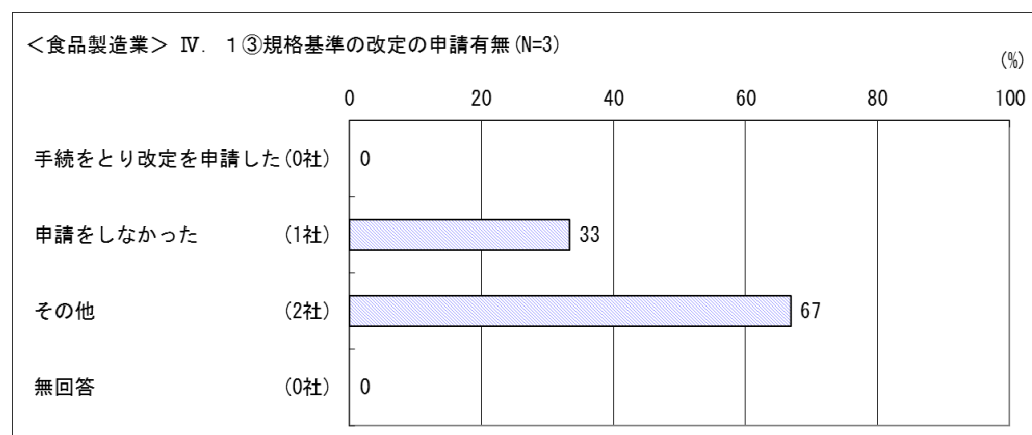
エ. その他 ()

①分類をあらためた方がよいと考えられる食品

コーヒー生豆	3 社	コーヒー生豆はそのまま食するものではなく、高温で焙煎処理、濾過するものである ので、食する時点で農薬等の残留はないことが分かっている。
カカオ豆	1 社	カカオ豆の皮ごと分析して、違反とされているが、可食部は中身だけである から、皮は取り除いて分析すべきである。
チンゲンサイ	1 社	同じ葉物のホウレンソウと比較して基準がきびしい。
果物ジュース	1 社	りんごジュース、トマトジュースなどでは、生産原料と異なる基準値の設定 となっているが、その根拠が不明。

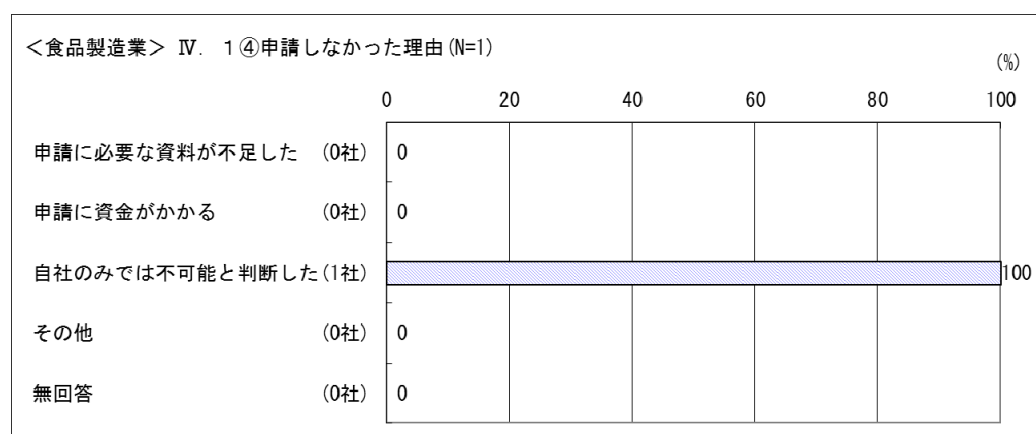


*3社とも大手



③c. その他 (自由回答)

- ・ 自社のみでは不可能と判断 (1社)
- ・ 農薬メーカーに申請を依頼 (1社)



2. 加工食品の残留基準設定について

加工食品については、ポジティブリスト制度施行前から残留基準が設定されていたものに加えて、コーデックスにおいて基準が設定されているものが新たな基準として採用されています。一方、残留基準の設定されていない加工食品では、製品に一律基準を適用することはせず、原材料である農作物等で残留基準を超えていることが明らかである場合には、当該原材料を使用して食品を製造してはならないこととなっています。

① 加工食品の残留基準について、どのように考えますか。

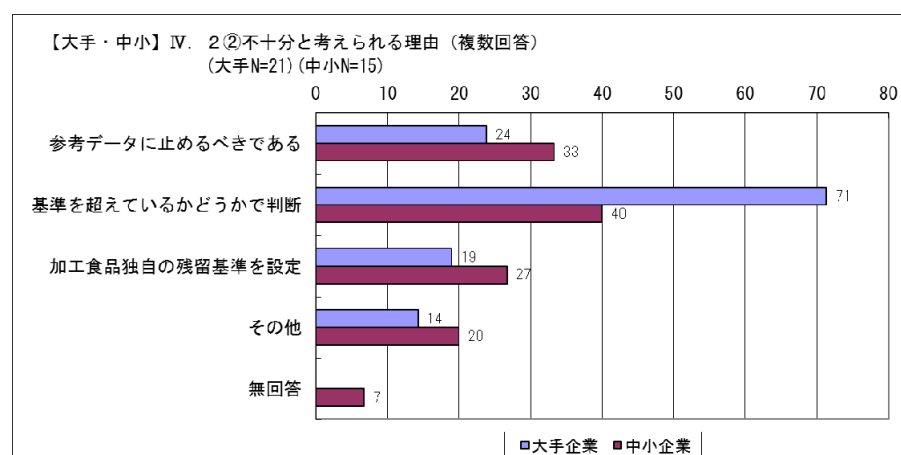
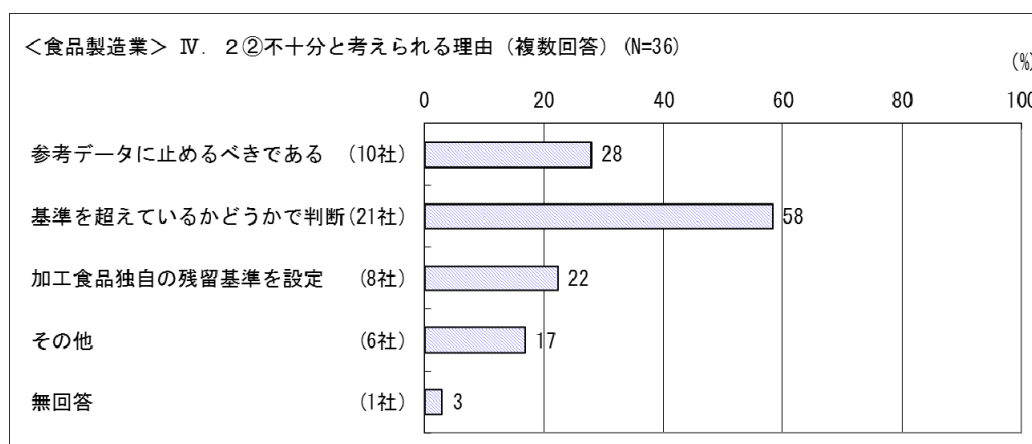
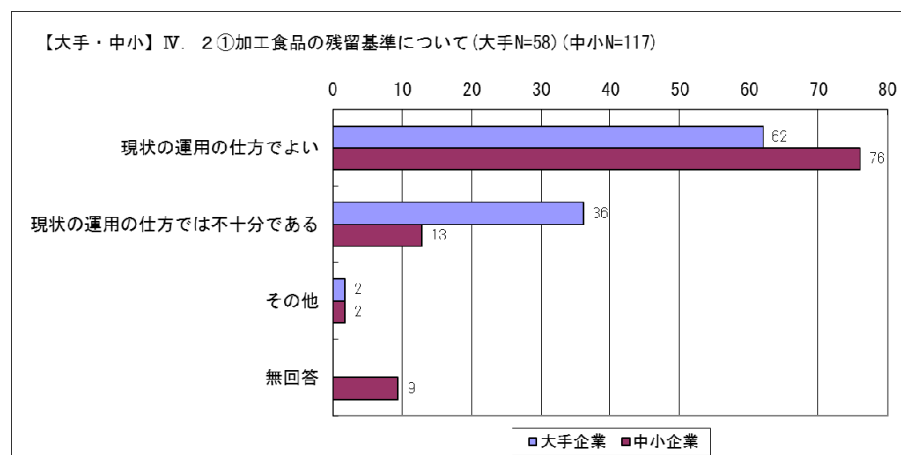
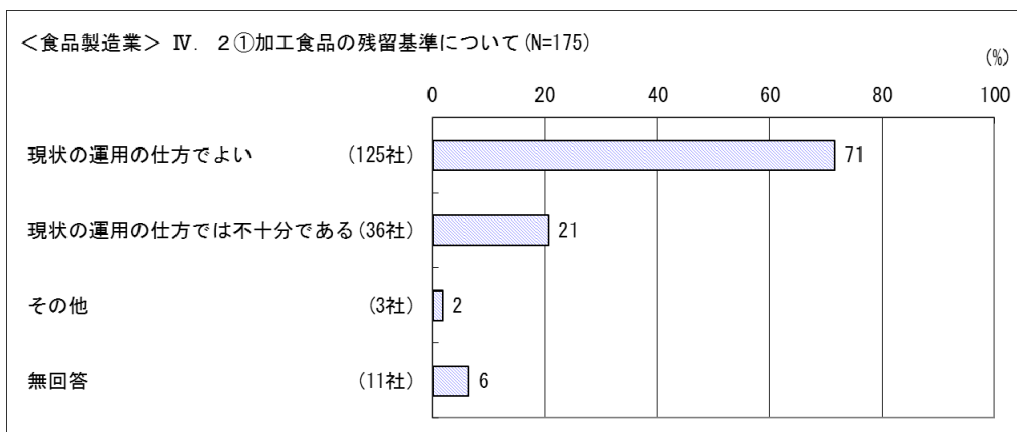
- A. 現状の運用の仕方でよい
- B. 現状の運用の仕方では不十分である
- C. その他（ ）

② ①でBと答えられた方へ：不十分と考えられる理由をお知らせください。（複数回答可）

- a. 複数の原材料を使用する加工食品については、原材料が残留基準を超えているかどうかは参考データに止めるべきである
- b. 調理加工中の減衰も考慮し、最終製品において残留基準を超えているかどうかで判断すべきである
- c. 加工食品独自の残留基準を設定すべきである
- d. その他（ ）

②d. その他（自由意見）

・みかんでいえば搾汁し果汁をつくる場合と剥皮し缶詰をつくる場合では、加工の度合いが異なるが、基準は生鮮みかんと整合がとれていない。また日本人の食する量も異なる。さらに、みかんの産地毎、農協毎、年度毎に使用する農薬が異なる。（1社）



3. 一律基準の設定について

一律基準は、農作物等に残留基準（暫定基準を含む）の設定されていない場合に適用される農薬等の残留基準で、具体的には、i) いずれの農作物等にも残留基準が設定されていない農薬等が農作物などに残留する場合、ii) 一部の農作物等には残留基準が設定されている農薬等が、当該基準が設定されていない農作物等に残留する場合、以上の2つのケースで適用されます。

「許容される摂取量」、「暴露量」について国際的な評価機関のデータ等を踏まえて基準値は0.01ppmと設定されました。

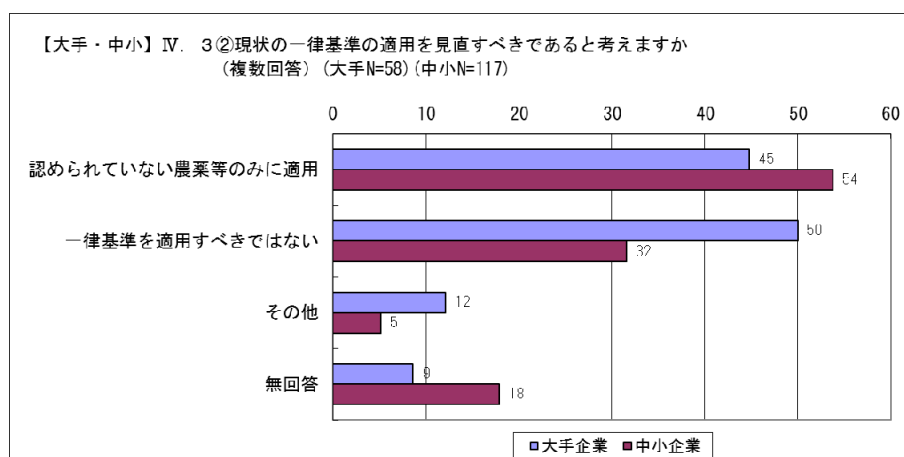
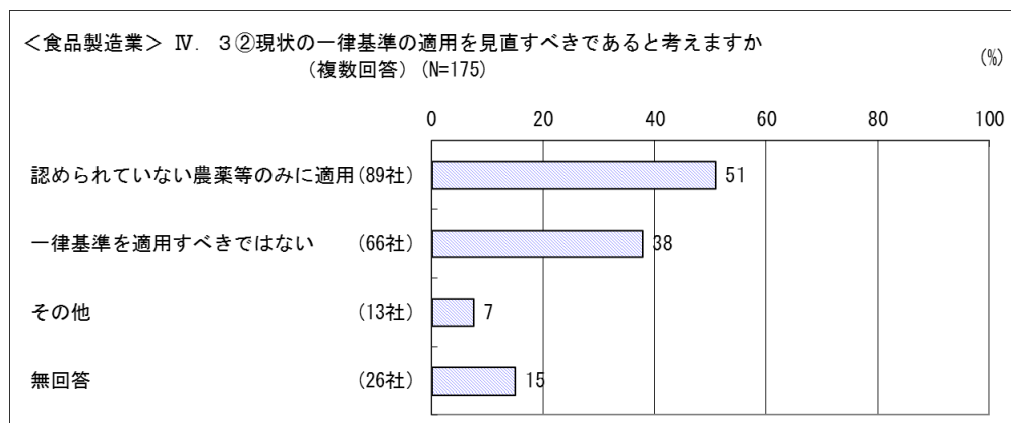
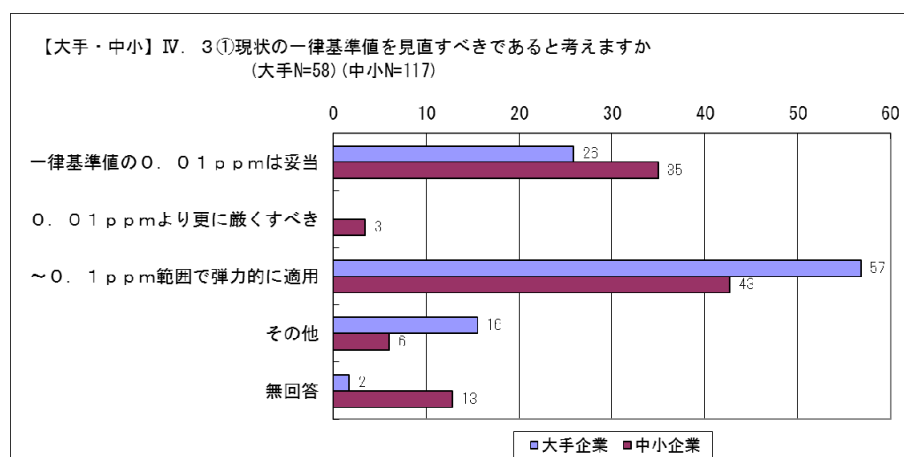
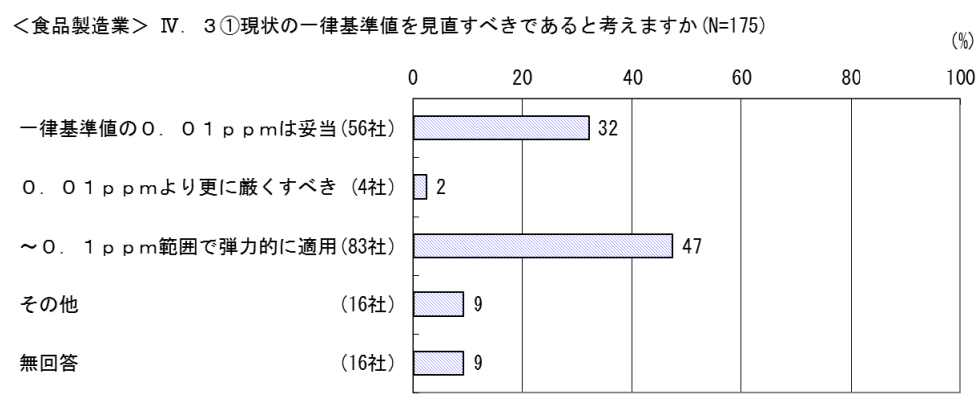
- ① 現状の一律基準値を見直すべきであると考えますか。
 - A. 一律基準値を0.01ppmとすることは妥当である
 - B. 国民の安全・安心を考え、一律基準値を0.01ppmより更に厳しくすべきである
 - C. 米国のように0.01～0.1ppmの範囲で弾力的に適用すべきである
 - D. その他（ ）
- ② 現状の一律基準の適用を見直すべきであると考えますか。（複数回答可）
 - A. 国内のいずれの農作物等でも使用が認められていない農薬等のみに適用されるべきである
 - B. 一部の農作物等に残留基準が設定されている農薬等については、当該基準が設定されていない農作物等に一律基準を適用すべきではない
 - C. その他（ ）
- ③ ②でBと答えた方に：どのようなルールが適当と考えられますか。
 - a. 既に残留基準が設定されている農作物等の区分の中で最も低い水準の基準を適用すべき
 - b. 既に残留基準が設定されている農作物等の推定暴露量（摂取量）を参考に当該基準が設定されていない農作物等について新たに基準を設定すべき
 - c. その他（ ）

①D. その他（自由回答）

- ・ADIなどリスクを考慮した基準（4社）
- ・弾力的な運用（2社）

②C. その他（自由回答）

- ・適用よりも処置が問題（2社）



(再掲載)

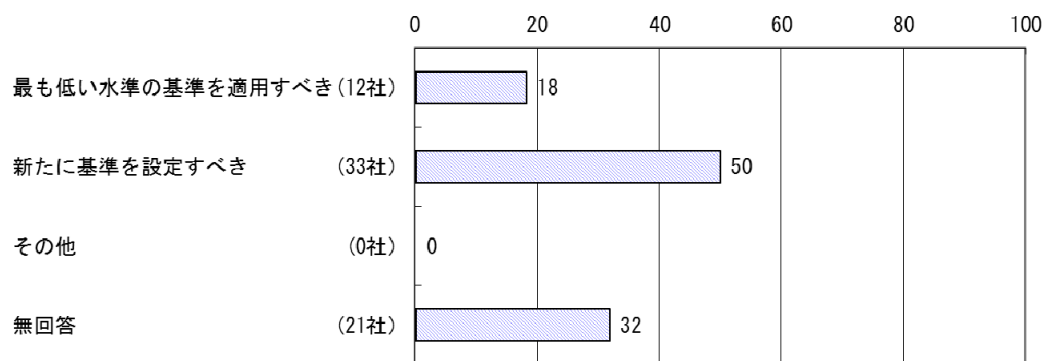
3. 一律基準の設定について

一律基準は、農作物等に残留基準（暫定基準を含む）の設定されていない場合に適用される農薬等の残留基準で、具体的には、i) いずれの農作物等にも残留基準が設定されていない農薬等が農作物などに残留する場合、ii) 一部の農作物等には残留基準が設定されている農薬等が、当該基準が設定されていない農作物等に残留する場合、以上の2つのケースで適用されます。

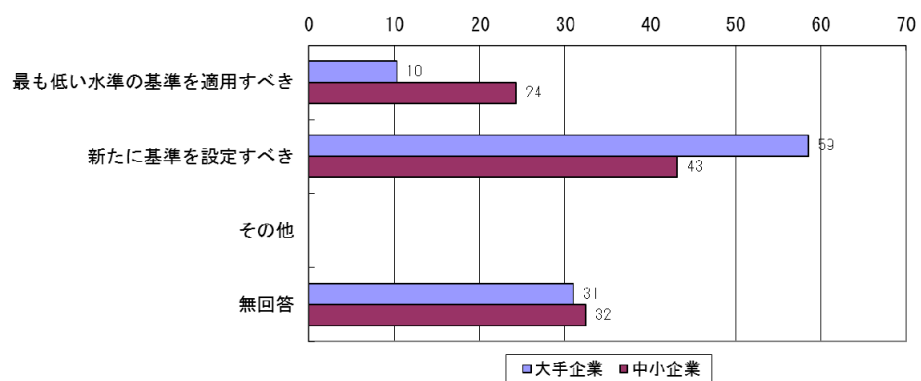
「許容される摂取量」、「暴露量」について国際的な評価機関のデータ等を踏まえて基準値は0.01ppmと設定されました。

- ① 現状の一律基準値を見直すべきであると考えますか。
 - A. 一律基準値を0.01ppmとすることは妥当である
 - B. 国民の安全・安心を考え、一律基準値を0.01ppmより更に厳しくすべきである
 - C. 米国のように0.01～0.1ppmの範囲で弾力的に適用すべきである
 - D. その他（ ）
- ② 現状の一律基準の適用を見直すべきであると考えますか。（複数回答可）
 - A. 国内のいずれの農作物等でも使用が認められていない農薬等のみに適用されるべきである
 - B. 一部の農作物等に残留基準が設定されている農薬等については、当該基準が設定されていない農作物等に一律基準を適用すべきではない
 - C. その他（ ）
- ③ ②でBと答えた方に：どのようなルールが適当と考えられますか。
 - a. 既に残留基準が設定されている農作物等の区分の中で最も低い水準の基準を適用すべき
 - b. 既に残留基準が設定されている農作物等の推定暴露量（摂取量）を参考に当該基準が設定されていない農作物等について新たに基準を設定すべき
 - c. その他（ ）

＜食品製造業＞ IV. 3 ③どのようなルールが適当と考えられますか (N=66) (%)



【大手・中小】 IV. 3 ③どのようなルールが適当と考えられますか
(大手N=29) (中小N=37)



4. ポジティブリスト制度の運用について

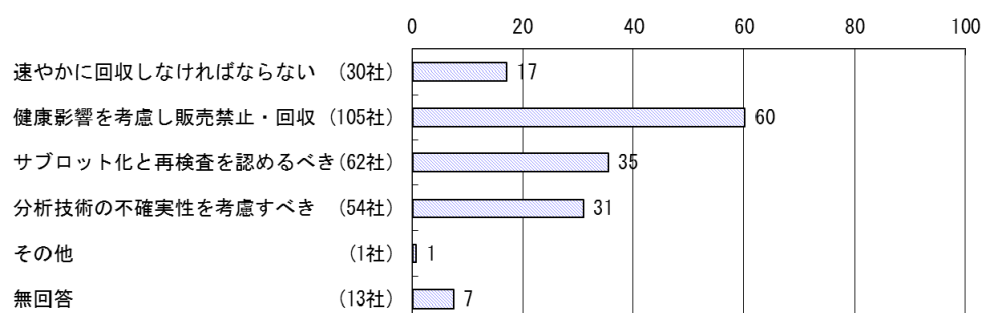
食品衛生法第 11 条（食品又は添加物の基準及び規格）では、ポジティブリスト制度に違反した食品は、使用、製造、販売等してはならないと規定されています。

一方、食品衛生法第 54 条（廃棄命令等）では、「違反する食品について、営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処理を取ることを命じることができる」としており、処分には行政機関の裁量の余地があることが示されています。

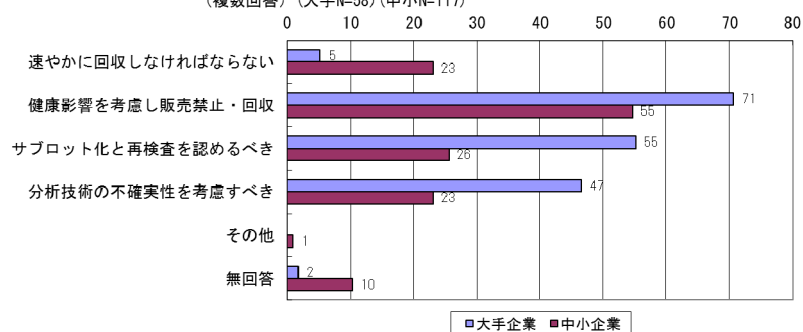
また、国外の事例として、ドイツの運用では、i) 一律基準値（0.01ppm）など低濃度における分析成績については、サンプリングや分析技術の問題から、±60%の不確実係数を試験成績に乗じた結果により、行政処分などを行う、ii) 基準を超える食品が見つかった場合、違反品の回収などの行政処分は、残留の程度など健康被害の可能性に基づき判断され、通常、回収などの処分は行われていない、とされています（「ポジティブリスト制導入に係る欧州調査結果について」平成 16 年 12 月、厚生労働省報告資料より）。

- ① 我が国で法律に基づいて行われる検査において、残留基準値を超えた食品については、行政としてどのように対応することが妥当であると考えますか。（複数回答可）
- A. 残留基準値を超えた食品は不合格とし、当該品を含むロットの全てを販売禁止とし、また、既に流通しているものについては速やかに回収しなければならない
 - B. 残留基準値を超えた食品については、国民の食品摂取量より推計したヒトへの健康影響を考慮した尺度により販売禁止・回収とすべきである
 - C. 残留基準値を超えた検査結果が出た場合であっても、当該ロット全体を不合格にするのではなく、サブロット化と再検査を認めるべきである
 - D. 残留基準値を超えた検査結果が出た場合であっても、不合格の判定にはサンプリングや分析技術の不確実性を考慮すべきである
 - E. その他（ ）
- ② ①で B を選択された方へ：販売禁止・回収の方法はどのようなものがよいと考えられますか。
- a. 行政においてリコールのガイドラインを設定し、それに基づき行政が販売禁止、回収等の処置を指示する
 - b. 行政においてリコールのガイドラインを設定し、それに基づき事業者が自主的に販売中止、回収等の処置を行う
 - c. 事業者または事業団体がリコールのガイドラインを設定し、それに基づき事業者が自主的に販売中止、回収等の処置を行う
 - d. その他（ ）

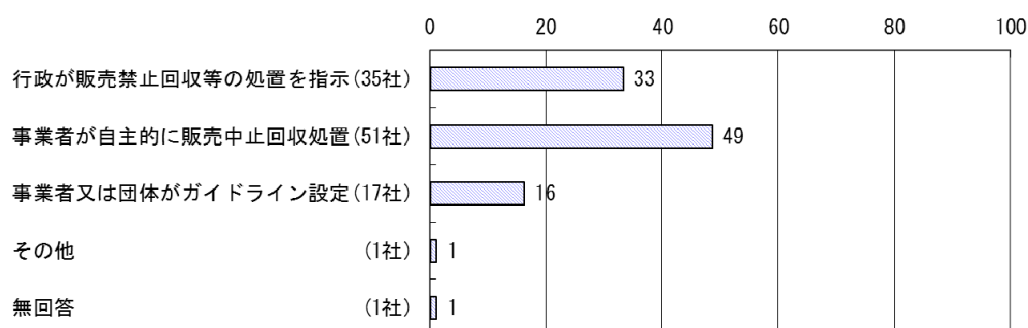
＜食品製造業＞ IV. 4①残留基準値を超えた食品については、行政としてどのように対応することが妥当であると考えますか（複数回答）（N=175） (%)



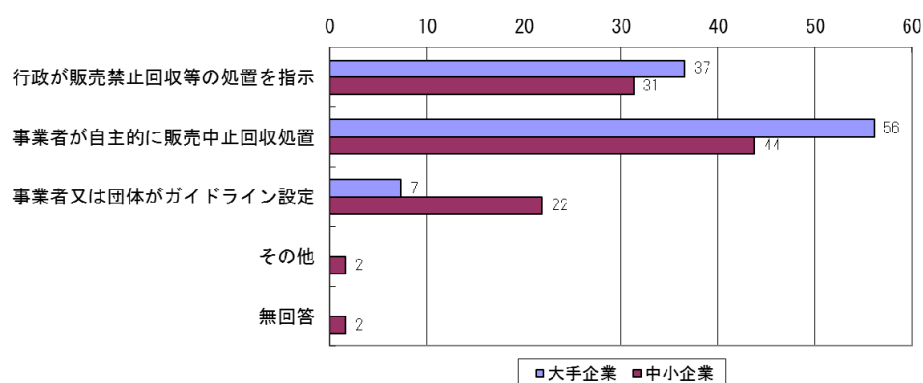
【大手・中小】 IV. 4①残留基準値を超えた食品については、行政としてどのように対応することが妥当であると考えますか（複数回答）（大手N=58）（中小N=117）



＜食品製造業＞ IV. 4②販売禁止・回収の方法はどのようなものの方がよいと考えられますか（N=105） (%)



【大手・中小】 IV. 4②販売禁止・回収の方法はどのようなものの方がよいと考えられますか（大手N=41）（中小N=64）



(参考資料) 設問 3 ①と設問 4 ①との相関について

IV. 4 ①残留基準値を超えた食品については、行政としてどのように対応することが妥当であると考えますか (複数回答)							
	合 計	速やかに回収しなければならぬ	健康影響を考慮し販売禁止・回収	サブロット化と再検査を認めるべき	分析技術の不確実性を考慮すべき	その他	無回答
【 合 計 】	100.0	17.1	60.0	35.4	30.9	0.6	7.4
	175	30	105	62	54	1	13
IV. 3 ①							
一律基準値の0.01ppmは妥当	100.0	30.4	55.4	28.6	16.1	-	-
	56社	17	31	16	9	-	-
0.01ppmより更に厳くすべき	100.0	100.0	50.0	25.0	-	-	-
	4社	4	2	1	-	-	-
0.01～0.1ppm範囲で弾力的に適用	100.0	7.2	68.7	47.0	42.2	1.2	2.4
	83社	6	57	39	35	1	2
その他	100.0	6.3	75.0	37.5	56.3	-	-
	16社	1	12	6	9	-	-
無回答	100.0	12.5	18.8	-	6.3	-	68.8
	16社	2	3	-	1	-	11

設問 3 ①「現状の一律基準値は妥当である」と設問 4 ①「残留基準値を超えた食品の取扱いについて」の回答を基に、相関性を当センターにて整理した。

「一律基準値の 0.01ppm は妥当」と回答した企業においても、「弾力的に適用」と回答した企業と同様、残留基準値を超えた食品の取扱いについては、「ヒトへの健康影響を考慮した尺度により販売禁止・回収とすべき」との回答割合が高かった。

(付録) 自由意見欄取りまとめ

アンケート最終ページに寄せられた「自由意見」を整理し、取りまとめた上で掲載した。

1. 規格基準と制度運用の見直しに関する意見

意見	業種	企業規模
国民に分かり易い設定基準値の説明が必要。中国ほうれん草のクロルピリホス問題は当時の処置としては止むを得なかったが、その後の基準値見直しがなされていない。キャベツ、はくさいは、1.0ppmの基準値で農薬登録があるが、何故ほうれんそうは農薬登録が無く、0.01ppm基準値にしているのか。見直しはしないのか、説明する必要があると考える。	野菜・果実缶詰・農産保存食料品製造業	中小
同じ農薬等の残留基準がコーヒーと生野菜で異なる数値のものがあれば、基準という意味が理解されない。国民の利益にならないと思います。	茶・コーヒー製造業	中小
マイナー作物に対して、農薬取締法とポジティブリスト制度の両法律により、適切な基準の設定（拡大）をお願いしたい。①農薬取締法の適用作物の拡大を容易にし、マイナー作物に対し適切な農薬の使用を可能として頂きたい。②ポジティブリスト制度で、他の作物の基準をマイナー作物にも準用して頂きたい。両法律が両輪セットとして、マイナー作物に対し適切な基準の設定（拡大）をお願いしたい。	調味料製造業	大手
例えば、アメリカの野菜において使用される農薬の中には、ポジティブリストにおいてどの作物にも基準が設定されていない一律基準の農薬があり、それらが使用された野菜を輸入しているのが現状である。関係省庁はアメリカと連携するなどして、これら農薬の適正な基準設定を行なうよう希望する。 残留基準値の見直しは、農薬メーカーから提出されたデータで再評価される。マイナー作物など使用量が少ない作物は、メーカーから研究データが提出されないため評価されず、一律基準値（0.01ppm）に再設定されてしまうことが多い。実際に10ppmであった基準値が根拠がないまま0.01ppm（1/1000）になった例（ニラのフルフェノクスロン）もある。また南洋フルーツなどは日本では栽培事例が少なく研究データも提出されないため、一律基準化し益々使用する農薬がなくなっていく。規制する目的は、基本的に人の健康危害防止の視点で検討されるべきであり、その意味でADI視点での基準値発想をすべきで、農薬を悪もの規制するべきではない。また、基準値を超えたからといって即リコールではなく、その度合いによって対応すべきガイドラインを示すべきである。	冷凍調理食品製造業	大手
作物残留試験・データが無い場合、一律基準が適用される。結果として似たような作物、食物の間で残留基準が1000倍を超えるケースも出て来ている。作物残留試験データが無い場合はADIを反映した基準とすべきである。	調味料・その他食品	大手

	製造業	
原材料の調達先（海外の農産物事業者）は日本以外にも様々な国と取引を行っている。日本に輸出するものは日本のルールに合わせてお願いするという様な話は、ほとんど通用しないのが民間取引の現実である。加工食品の原材料の多くは、海外からの輸入に頼らざるを得ない現実を行政はきちんと認識し、国際取引に対応したルールを設定すべきである。或いは、日本のルールを主張するならば、行政から海外各国の食品産業界に強い要請を出すべきである。国内事業者にはルールの遵守を求めるだけでは、輸入食品の日本ルール不適合を無くすことは不可能である。	糖類製造業	大手
海外とのハーモナイゼーションがとれるような基準値の見直し。北米・EU等の農薬先進国から原料調達する際、一律基準値、基準値の差が問題になります。60%の食料を輸入に頼っているのです、厳しいだけの基準値設定ではなく、海外の基準値、安全性を考慮して見直していただきたい。	野菜・果実缶詰・農産保存食料品製造業	中小
原材料については、その栽培または肥育または養殖過程において適正な農薬等の使用管理が行われていることの確認と指導を行っている。生産され輸入されてから検査の結果ポジティブリストに適合しないので使用できませんでは、大変な資源のムダである。ただ、これとは別に一般に海外から輸入される食品で、特に一律基準値をわずかに上回っただけでシップバックや廃棄処分という措置を機械的に行うのであれば、やがて日本に食品を輸出するメーカーが無くなるか、大変高価な物を使わざるを得ない結果になると思います。	パン・菓子・弁当・惣菜製造業	中小
ポジティブリスト制度への対応は、同じ清涼飲料業界の中でもメーカー毎に考え方が異なっており、当社の様に業界内で原料取引を行っているところは、その考え方にあわせないと販売できないという状況にあります。これは安全面から考えますと当然のことの様に思えますが、いきすぎ、やりすぎ感すらあります。制度施行から4年半経ち、全く（ほとんど）違反のない場合には、実績を考慮し、統一された業界指針の作成されることが望まれます。	清涼飲料製造業	大手
ポジティブリスト制度に関する要望としては、「健康危害の可能性」と「環境負荷、サステナビリティ、コスト負担などの影響」の両方に配慮した適切なリコールガイドラインを策定していただきたい。現在の食品衛生法では、第11条に、ポジティブリスト制度に違反した食品は、使用、製造、販売等してはならないとあるため、例えば以下のようなことがある。ある農産物原料を使用した製品を分析したら、特定の農薬で高い値が検出された。その原因を調べてみたら、ある複合原材料に使用されているいくつかの農産原料（A、B、C）の可能性が高いということになった。それぞれの原料を個別に調べてみたら、どうもAとCで値が検出され、疑わしいという流れになる。つまり、自らが、シロを証明する流れで	調味料製造業	中小

ある。企業責任として当然なのかも知れないが、一律基準を超える超えないの線で、本当にそこまでする必要があるのかという疑問もある。回収判断すべき線と是正につなげる線を分けて考えるべきである。そのような点も含めて、残留基準値を超えた検査結果が出た場合でも、ロット全体をアウトにするのではなく、サブロット化と再検査を認めることをガイドラインに記載したり、不合格の判定には、サンプリングや分析技術の不確実性を考慮して良いことなど、盛込んでいただきたい。大量廃棄損をなくすために、企業の勝手な判断・解釈で行うものではないことを明確にすべきである。イメージとしては、たとえば、ある農産物で基準値を超えたとしても、国民の食品摂取量より推計した人への健康影響を考慮した尺度により、「高濃度」「低濃度」というタテ軸とサブロット化を認めたいうえでの「高確率」「低確率」をヨコ軸として、4つの象限を作る。「高濃度」「高確率」の象限は、販売禁止・回収。「高濃度」「低確率」の象限は、どこまで、細かくトレースが可能かにもよるが、明確に縁切りできれば、「高濃度」の部分のみ販売禁止・回収。「低濃度」「高確率」の象限は、その農産物を使用して加工食品となったときのリスクを評価したうえで、判断。「低濃度」「低確率」の象限も上記と同様に、加工食品のリスクを評価して、判断。ただし、低確率なので、検出されたロット部分のみの判断ということになる。	(つづき)	
残留農薬等の基準は最大無作用量×1/100の値であるADIを基として定められていると伺っております。従って、たとえ基準値を少し超えても、直ちに危害がある訳ではありません。確かに法令違反ではありますが、健康危害の考えられない場合のリコールの基準を定めて頂ければ幸いです。	畜産食品製造業	大手
現行のポジティブリスト制度の導入により、食品原材料は、より安全なものが使用されている。各企業は、自主的な分析や使用農薬の情報収集・管理・現地視察などを強化して安全確保に努めている。しかし、健康危害がないのにもかかわらず一律基準違反のため行政から回収指示が出され、回収社告が新聞紙上を賑わしている。このためポジティブリスト制度の導入にもかかわらず、消費者の残留農薬に対する不安感は逆に増大していると言われている。ドイツなどでは、残留農薬基準違反に対する回収は健康被害の可能性によって判断されているとのことであり、弾力的な運用がなされている。日本も欧米の制度を参考にして、今の一律基準違反に対する回収措置を改訂すべきではないか。	調味料・その他食品製造業	大手

2. コスト増に関する意見

トレサビリティやポジティブリスト制度など、法がかわれば企業はお金を使います。そのための助成制度があっても良いのではないのでしょうか。	パン・菓子製造業	中小
食品の安全は大切ですが、今の制度はコストがかかりすぎているのではないのでしょうか。	めん類製造業	中小
中小企業においても自社製造品の検査が安価にできるようになればと思う。（例えば、製造ロット毎に自社内で）そうでなければ本制度が身近なものに感じられ	調味料製造業	中小

ない。	(つづき)	
分析に関しては、業界内では提出の必要が「ならわし」となっておりますが、残留農薬の分析は、原料全体の一部を無作為にサンプリングし検査しているのが実体ですので、全体の保証にはなっておりません。提出を求められる理由から、年間200～250万円を分析につかっています。分析費用に関しては一斉分析は1検体30万円もしませんが、一斉分析できない個別分析費が高いことが、負担になっております。せめて国内で販売している農薬については一斉分析できるよう（公定法含め）分析技術についても国は努めるべきです。（消費者への対応を優先しすぎて、企業への負担を増している。）	清涼飲料製造業	大手

3. 検査の精度に関する意見

動物性医薬品の基準は「含有してはならない」となっているが、検査精度の向上により、検出されなかったものが検出される様になっている。今後一層の精度向上があると、全くの無害レベルであっても違反事例となり、場合により食品選択あるいは調達範囲が限定されて来る可能性がある。可能な限り、科学的合理性に基づいた基準値を設定すべきである。	水産食品・冷凍調理食品製造業	大手
---	----------------	----

4. 国内の農業に関する意見

検査体制も含み、川上での対策を指導してもらいたい。原料肉の場合など、流通（食肉衛生検査所）で認められたにもかかわらず、製品化した後に、流通の中で残留農薬等が検出されたりしないような体制をしいていただきたい。	畜産食品製造業	大手
国内の野菜は検査されずに流通している物がほとんどだが、輸入品と同等の検査をすべきである。輸入野菜よりどうみても危害の高そうな物も流通している。本当に安全、安心をめざすのであれば一考を！	野菜・果実缶詰・農産保存食料品製造業	中小
国内作物の安全確認が不十分。海外では使用農薬等の記録があるが、国内ではほとんど無いのが実状である。また、分析保証データも無い。ポジティブリスト制度が海外原料いじめにならないよう、国内の農家にも同様な保証体制を求めるべきである。	野菜・果実缶詰・農産保存食料品製造業	中小
今のポジティブリストは世界に日本の基準がいかに厳しいかという表示にはなりますが、この作物には許し、となりの作物で少しでも検出されれば全部だめという姿勢では、農業の輪作、循環による転作という基本そのものに無理がきます。作物ごとに使用を許可する農薬を規制することは大切なことですが、環境のため	めん類製造業	中小

には、一定の地域で土地のローテーションを許す農薬使用基準としないと、地域全体がこわれてしまう恐れがあるので、当社では、国産の有機は振興しておりません。	(つづき)	
日本の農薬は世界的にも厳しい品質管理のもと開発・販売・及び使用されていると思います。農薬の使用については日本の農家は気をつかい、基準に基づいて散布しています。ポジティブリストの導入によって分析費用が負担になっている業者も多いと思います。できるだけ、日本の農家（兼業農家、高齢者）の負担にならないようお願いします。日本の農業は兼業農家に支えられています。TPPで農産物を輸出（有機、価値を付け）したとしても、途中の商社、流通等費用がかかるため、農家にはまったく利益はでないと思います。輸入品については、むしろ検査を強化する必要があると思います。	清涼飲料製造業	中小

5. サプライチェーン・流通・消費者に関する意見

弊社の様な零細企業におきましては、ポジティブリスト制度自体が難しく、また対応する方法が具体的にはわかりません。原料輸入企業における検査を信じる以外には何もできません。また、弊社お客様におかれましても、検査記録の提出を求められる事はありますが、お客様自体が商品の残留農薬を検査することはほとんどないと思われます。（書類提出業務が増えただけです。）「入口でしっかり検査を行なう体制」を構築して頂き、国内に「安心・安全」な食品の流通ができるシステムを作して下さい。	調味料製造業	中小
イメージ的に中国からの輸入品は全て”良くない”とのとられ方をされても困るのが現状です。中国産でもきちんとした検査、ルールに定められた製品作りを徹底遵守している製品もあります。沖縄県内においては、こんにゃく原料はほとんど外国産（主に中国）に頼らざるを得ない状況なので、事件、事故等が発生すると少なからず影響があり、現在でも、学校給食等で通常品の3倍高の国内原料を使用したこんにゃくでの納品を依頼する給食センター等が全体の3割程度もあります。このような給食センターや学校等にヒアリングすると、「安全性が確保されているのは個人としては理解できるが、保護者からの要望で…」との意見がほとんどでした。	その他食品製造業	中小
一般に日本では、農薬を使用すること自体にネガティブな認識を持つ傾向があり、更に残留農薬違反となった食品等は即危険であるという印象を持つことが多い。関係省庁は日本の報道関係を含む国民に対し、農薬のメリットや安全性について周知するよう、更なる努力・工夫をお願いしたい。	冷凍調理食品製造業	大手
現状においては、特定の取引先を除いて分析結果を求められてはいないが、今後、検査結果を求める要求が増えていくと全体のコストに跳ね返り、最終的に消費者利益につながらない可能性がある。又、調達自体に困難を招くことも考えられる。必要な規制は行わなければいけないが、過剰な規制は問題がある。	パン・菓子製造業	大手

6. 食料資源の確保に関する意見

食品業界としては、将来予想される食糧不足に備え、賞味期限の問題による廃棄ロスをなくする努力が必要。農薬問題はT P P 関係で更に難しくなると予想。T P P に準じながら国内農産物の生産を増大させる必要がある。	調味料 製造業	中小
インターナショナルオーガニックを基本とする当社は関係ありませんが、想像以上に世界では異常気象とか自然災害で食糧のとりあいになりかけています。そこに、こうして世界の基準以上の農薬基準を進めて、はたして今後日本に持ってこれる一般的食糧があるのかないのか不安です。その間、小面積で多目的農業の日本が検査と化学農業で、本来の農家がなくならないことを祈るものです。	めん類 製造業	中小
作物の栽培から商品の製造まで、その全てにおいて特定の業者がその全てを管理することは大変に困難なことです。（ごく一部の製造メーカーが自社内で原料等を栽培している例はありますが）今回の制度施行に際し、多大な負担を生じ事業活動に支障を来した事は事実です。他国との垣根が低くなりグローバル化してゆく中で、これからは（も）一元的な考え方ではなく、（政治・経済等）分野を越えて含めてバランス感覚が必要かと思います。残留農薬に関する情報の開示が、苦労して築き上げた特産品の機密情報にまで及ぶ場合が多々ありました。	調味 料・弁 当・惣菜 製造業	中小

7. その他の意見

製麺会社が使用する小麦粉の場合輸入小麦は農水省が船毎に検査しており、安全性確認後供給を受けている。国産小麦については農薬取締法に基づいての使用が行なわれており農水省がモニタリングを実施している。各社から証明書を入手して小麦粉を購入しており、問題はないと考えています。	めん類 製造業	中小
基本的に味噌の大豆は、特別栽培大豆（国産農場指定）を使用。小麦は組合を通して、政府輸入小麦（WW）を使用。	調味料 製造業	中小